

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		(省 略)			099	2	の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。) -----その他のもの (省 略)	SM	KG
第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) (省 略) (e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたものの(主として第14部又は第15部に属する。) 2～4 (省 略)					第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) (省 略) (e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたものの(第15部参照) 2～4 (省 略)				
56.04		ゴム糸及びゴムひも(紡織用繊維で被覆したものに限る。)並びに紡織用繊維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品(ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。)			56.04		ゴム糸及びゴムひも(紡織用繊維で被覆したものに限る。)並びに紡織用繊維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品(ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。)		
5604.10		(省 略) (削 除)			5604.10		(省 略)		
		-----その他のもの		KG	010	3	-----アラミド繊維のもの -----その他のもの		KG
		-----強力糸(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。)			091	0	-----ゴムを染み込ませ又は塗布したもの		KG
5604.90		-----その他のもの		KG	099	1	-----その他のもの		KG
	110	5 -----アラミド繊維のもの		KG	010	3	-----ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの		KG
		-----その他のもの			021	0	-----綿製のもの		KG
	191	2 -----ゴムを染み込ませ又は塗布したもの		KG	029	1	-----その他のもの		KG
	199	3 -----その他のもの		KG					
	200	4 -----ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの		KG					

新 (2007年)				旧 (2006年)											
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位							
			I	II				I	II						
56.07	910	0	---	KG	56.07		ひも、綱及びケーブル (組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。)								
	990	3	---	KG											
			ひも、綱及びケーブル (組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。)								5607.10		---		
			(削除)												
			(省略)												
	5607.90		---	KG						5607.90		---	KG		
			第53.03項のジュートその他の紡織用 ^{じん} 靱皮繊維製のもの												
			---	KG											
			---	KG											
			---	KG											
57.02	110	6	---	KG	57.02		ひも、綱及びケーブル (組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。)								
	190	2	---	KG											
	910	1	---	KG											
	990	4	---	KG											
			第53.03項のジュートその他の紡織用 ^{じん} 靱皮繊維製のもの												
			---	KG											
			---	KG											
			---	KG											
			---	KG											
			---	KG											
5702.10 5702.49 5702.50	100	0	SM	KG	5702.10 5702.49		じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物 (ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限り、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)								
	910	5	SM	KG											
	990	1	SM	KG											
			じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物 (ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限り、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)								5702.51	000	4	SM	KG
			(省略)												
			---	SM						KG					
			---	SM						KG					
			---	SM						KG					
			---	SM						KG					
			---	SM						KG					
5702.91 5702.99					5702.91 5702.99		---								
			(省略)												
58.03 5803.00					58.03 5803.10		もじり織物 (第58.06項の細幅織物類を除く。)								
		もじり織物 (第58.06項の細幅織物類を除く。)					---								

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目番号	NAICS用	品名	単位		統計品目番号	NAICS用	品名	単位	
			I	II				I	II
110	5	綿製のもの			010	0	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
		経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG	020	3	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(010のものを除く。)	SM	KG
120	1	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)	SM	KG	030	6	その他のもの	SM	KG
190	1	絹製のもの	SM	KG	5803.90		その他の紡織用繊維製のもの		
		絹ノイル製のもの					絹製のもの		
211	1	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG	011	5	絹ノイル製のもの	SM	KG
219	2	その他のもの	SM	KG	012	6	その他のもの	SM	KG
291	4	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG	013	0	絹ノイル製のもの	SM	KG
299	5	その他のもの	SM	KG	019	6	その他のもの	SM	KG
900	4	その他のもの	SM	KG	090	0	その他のもの	SM	KG
第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品 注 1～4 (省略) 5 第59.07項には、次の物品を含まない。 (a)～(g) (省略) (h) 金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたものの(主として第14部又は第15部に属する。) 6及び7 (省略)					第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品 注 1～4 (省略) 5 第59.07項には、次の物品を含まない。 (a)～(g) (省略) (h) 金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたものの(第15部参照) 6及び7 (省略)				
60.05		たてメリヤス編物(ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。) (削除) (省略)			60.05		たてメリヤス編物(ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。) 一羊毛製又は織獣毛製のもの (省略)		KG
61.01		男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03項のものを除く。)			61.01		男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03項のものを除く。)		

新 (2007年)				旧 (2006年)								
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位				
			I	II				I	II			
61.03		(削 除)			6101.10		ー羊毛製又は織獣毛製のもの					
					010		6			ーししゅうしたものの、レース を使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの	NO	KG
					020		2			ーその他のもの (省 略)	NO	KG
6103.10	100 †	(省 略)			61.03		男子用のスーツ、アンサンブル、 ジャケット、ブレザー、ズ ボン、胸当てズボン、半ズボン 及びショーツ (水着を除く。) (メリヤス編み又はクロセ編み のものに限る。)					
		ースーツ										
		ーししゅうしたものの、レース を使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの			NO		KG					
	900 †	ーその他のもの			6103.11		ー羊毛製又は織獣毛製のもの					
					010	1	ーししゅうしたものの、レー スを使用したもの及び模 様編みの組織を有するも の	NO	KG			
					020	4	ーその他のもの	NO	KG			
					6103.12		ー合成繊維製のもの					
					010	0	ーししゅうしたものの、レー スを使用したもの及び模 様編みの組織を有するも の	NO	KG			
					020	3	ーその他のもの	NO	KG			
					6103.19		ーその他の繊維用繊維製のも の					
					010	0	ーししゅうしたものの、レー スを使用したもの及び模 様編みの組織を有するも の	NO	KG			
					090	3	ーその他のもの	NO	KG			
		ーアンサンブル (削 除)			6103.21		ー羊毛製又は織獣毛製のもの					
					010	5	ーししゅうしたものの、レー スを使用したもの及び模 様編みの組織を有するも の	NO	KG			
					020	1	ーその他のもの (省 略)	NO	KG			
61.04		女子用のスーツ、アンサンブル、 ジャケット、ブレザー、ド レス、スカート、キュロットス カート、ズボン、胸当てズボン、 半ズボン及びショーツ (水着を 除く。)(メリヤス編み又はク ロセ編みのものに限る。)			61.04		女子用のスーツ、アンサンブル、 ジャケット、ブレザー、ド レス、スカート、キュロットス カート、ズボン、胸当てズボン、 半ズボン及びショーツ (水着を 除く。)(メリヤス編み又はク ロセ編みのものに限る。)					
		ースーツ (削 除)			6104.11		ー羊毛製又は織獣毛製のもの					
					010	6	ーししゅうしたものの、レー スを使用したもの及び模 様編みの組織を有するも の	NO	KG			
					020	2	ーその他のもの	NO	KG			
		(削 除)			6104.12		ー綿製のもの					
					010	5	ーししゅうしたものの、レー	NO	KG			

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CCS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CCS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
6104.13 6104.19		(省 略) (省 略) -アンサンブル (削 除)			6104.13 6104.19 6104.21	1 3	スを使用したもの及び模 様編みの組織を有するも の ----その他のもの (省 略) (省 略) -アンサンブル --羊毛製又は織獣毛製のもの ----ししゅうしたものの、レー	NO	KG
61.07		男子用のパンツ、ズボン下、ブ リーフ、ナイトシャツ、パジャ マ、バスローブ、ドレッシング ガウンその他これらに類する製 品 (メリヤス編み又はクロセ編 みのものに限る。) (省 略) (削 除)			61.07 6107.92	6 4	スを使用したもの及び模 様編みの組織を有するも の ----その他のもの (省 略) --人造繊維製のもの ----バスローブ、ドレッシン グガウンその他これらに 類する製品 ----ししゅうしたものの、レー	NO	KG
6107.99		(省 略)			6107.99	5 6	スを使用したもの及び模 様編みの組織を有 するもの ----その他のもの ----その他のもの (省 略)	NO NO	KG KG
61.11		乳児用の衣類及び衣類附属品 (メリヤス編み又はクロセ編み のものに限る。) (削 除)			61.11 6111.10	0 4 5 6	乳児用の衣類及び衣類附属品 (メリヤス編み又はクロセ編み のものに限る。) --羊毛製又は織獣毛製のもの --手袋、ミトン及びミット --パンティストッキング、タ イツ、ストッキング、ソッ クスその他の靴下類 ----パンティストッキング及 びタイツ ----その他のもの --その他のもの ----ししゅうしたものの、レー	PR PR NO	KG KG KG
6111.90	100 210	(省 略) -その他の紡織用繊維製のもの --手袋、ミトン及びミット --パンティストッキング、タ イツ、ストッキング、ソッ クスその他の靴下類 ----パンティストッキング及	PR NO	KG KG	6111.90	4 2 4 1	スを使用したもの及び模 様編みの組織を有するも の ----その他のもの (省 略) -その他の紡織用繊維製のもの --手袋、ミトン及びミット --パンティストッキング、タ イツ、ストッキング、ソッ クスその他の靴下類 ----パンティストッキング及	NO NO PR NO	KG KG KG KG

新 (2007年)					旧 (2006年)												
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位									
			I	II				I	II								
61.14	290	4	びタイト ---その他のもの	PR	KG	61.14	295	2	びタイト ---その他のもの	PR	KG						
	910	†	---その他のもの	NO	KG		310	3	---その他のもの	NO	KG						
			---ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの						---ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの								
	991	5	---その他のもの	NO	KG		390	6	---その他のもの	NO	KG						
			---羊毛製又は織獣毛製のもの						---								
	999	6	---その他のもの	NO	KG		61.14	6114.10	010	1	---ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	NO	KG				
	その他の衣類 (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) (削除)			その他の衣類 (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) -羊毛製又は織獣毛製のもの													
	(省略)			(省略)													
	6114.90	-その他の紡織用繊維製のもの			6114.90						010	5	---ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	NO	KG		
		---ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの			-その他の紡織用繊維製のもの												
110	0	---羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG	61.15	61.15					020	1	---その他のもの	NO	KG		
190	3	---その他のもの	NO	KG									020	4	---その他のもの	NO	KG
910	2	---羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG											(省略)		
990	5	---その他のもの	NO	KG									-その他の紡織用繊維製のもの				
61.15	パンティストッキング、タイト、ストッキング、ソックスその他の靴下類 (段階的圧縮靴下 (例えば、 ^{りゅう} 静脈瘤症用のストッキング) 及び履物として使用するもの (更に別の底を取り付けてないものに限る。)) を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			パンティストッキング、タイト、ストッキング、ソックスその他の靴下類 (段階的圧縮靴下 (例えば、 ^{りゅう} 静脈瘤症用のストッキング) 及び履物として使用するもの (更に別の底を取り付けてないものに限る。)) を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)													
	6115.10	100	5	---パンティストッキング及び			NO	KG	-その他の紡織用繊維製のもの								
				タイト					---								
	910	3	---綿製のもの	PR			KG	---									
			---合成繊維製のもの					---									
	921	0	---女子用の長靴下 (構成する単糸が67デンテックス未満のものに限る。)	PR			KG	---									
	929	1	---その他のもの	PR	KG	---											
	930	2	---羊毛製又は織獣毛製のもの	PR	KG	---											
	の			---													
	---その他の紡織用繊維製のもの			---													

新 (2007年)					旧 (2006年)								
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位					
			I	II				I	II				
	991	0	----	女子用の長靴下 (構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。)	PR	KG							
	999	1	----	その他のもの - その他のパンティストッキング及びタイツ	PR	KG							
6115.21	000	6	--	合成繊維製のもの (構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。)	NO	KG	6115.11	000	2	--	合成繊維製のもの (構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。)	NO	KG
6115.22	000	5	--	合成繊維製のもの (構成する単糸が67デシテックス以上のものに限る。)	NO	KG	6115.12	000	1	--	合成繊維製のもの (構成する単糸が67デシテックス以上のものに限る。)	NO	KG
6115.29	000	5	--	その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG	6115.19	000	1	--	その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
6115.30				- その他の女子用の長靴下 (構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。)			6115.20				- 女子用の長靴下 (構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。)		
	100	6	--	合成繊維製のもの	PR	KG	015	1	--	合成繊維製のもの	PR	KG	
	200	1	--	綿製のもの	PR	KG	025	4	--	綿製のもの	PR	KG	
	900	1	--	その他のもの - その他のもの	PR	KG	035	0	--	その他のもの - その他のもの	PR	KG	
6115.94	000	3	--	羊毛製又は織獣毛製のもの	PR	KG	6115.91	500	2	--	羊毛製又は織獣毛製のもの	PR	KG
6115.95	000	2	--	綿製のもの	PR	KG	6115.92	500	1	--	綿製のもの	PR	KG
6115.96	000	1	--	合成繊維製のもの	PR	KG	6115.93	500	0	--	合成繊維製のもの	PR	KG
6115.99	000	5	--	その他の紡織用繊維製のもの	PR	KG	6115.99	500	1	--	その他の紡織用繊維製のもの	PR	KG
61.17				その他の衣類附属品 (製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 及び衣類又は衣類附属品の部分品 (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.17				その他の衣類附属品 (製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 及び衣類又は衣類附属品の部分品 (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
6117.10				(省略) (削除)			6117.10				(省略)		
							6117.20				- ネクタイ - ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		
							011	0	----	絹 (絹のくずを含む。)	NO	KG	
							012	1	----	羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG	
							013	2	----	人造繊維製のもの	NO	KG	
							019	1	----	その他のもの - その他のもの	NO	KG	
							091	3	----	絹 (絹のくずを含む。)	NO	KG	
							099	4	----	その他のもの	NO	KG	
6117.80				- その他の附属品 - ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの			6117.80				- その他の附属品 - ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの		
	014	6	----	綿製のもの	NO	KG	014	6	----	綿製のもの	NO	KG	
	015	0	----	その他のもの - その他のもの - ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	NO	KG	015	0	----	その他のもの - その他のもの - ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	NO	KG	
							021	6	----	ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	NO	KG	

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
		の -----ネクタイ			029	0	の -----その他のもの	NO	KG	
111	5	-----絹（絹のくずを含む。）製のもの	NO	KG						
112	6	-----羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG						
113	0	-----人造繊維製のもの	NO	KG						
119	6	-----その他のもの	NO	KG						
190	0	-----その他のもの	NO	KG						
		-----ネクタイ								
911	0	-----絹（絹のくずを含む。）製のもの	NO	KG						
919	1	-----その他のもの	NO	KG						
990	2	-----その他のもの	NO	KG						
6117.90		(省 略)			6117.90		(省 略)			
62.03		男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。） (省 略) (削 除)			62.03		男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。） (省 略)			
		(省 略)			6203.21		-----羊毛製又は織獣毛製のもの			
					100	0	-----毛皮付きのもの	NO	KG	
					200	2	-----その他のもの	NO	KG	
		(省 略)					(省 略)			
62.05		男子用のシャツ (削 除)			62.05		男子用のシャツ			
6205.20		(省 略)			6205.10	000	5	-----羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
6205.30		(省 略)			6205.20			(省 略)		
6205.90		-----その他の紡織用繊維製のもの			6205.30			(省 略)		
010	5	-----羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG	6205.90	000	2	-----その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
090	1	-----その他のもの	NO	KG						
62.07		男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 (省 略) (削 除)			62.07			男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 (省 略)		
					6207.92			-----人造繊維製のもの		
					100	5	-----毛皮付きのもの	NO	KG	
					210	3	-----その他のもの			
					220	6	-----シングレットその他これに類する肌着	NO	KG	
6207.99		(省 略)			6207.99			-----その他のもの	NO	KG
								(省 略)		
62.09		乳児用の衣類及び衣類附属品 (削 除)			62.09			乳児用の衣類及び衣類附属品		
					6209.10			-----羊毛製又は織獣毛製のもの		
					150	0	-----手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	PR	KG	
								-----その他のもの		
					210	4	-----毛皮付きのもの	NO	KG	

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA ACS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA ACS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
6209.20		(省 略)			221	1	----その他のもの		
6209.30		(省 略)			229	2	-----附属品	NO	KG
6209.90		---その他の繊維用繊維製のもの					-----その他のもの	NO	KG
	150 4	---手袋、ミトン及びミット並 びにパンティストッキング グ、タイツ、ストッキング、 ソックスその他の靴下類	PR	KG	6209.20		(省 略)		
		(省 略)			6209.30		(省 略)		
		---その他のもの			6209.90		---その他の繊維用繊維製のもの		
	210 1	----毛皮付きのもの	NO	KG	150 4		---手袋、ミトン及びミット並 びにパンティストッキング グ、タイツ、ストッキング、 ソックスその他の靴下類	PR	KG
		----その他のもの			210 1		---その他のもの		
	221 5	-----附属品	NO	KG	221 5		----毛皮付きのもの	NO	KG
		-----その他のもの					----その他のもの		
	291 5	-----羊毛製又は織獣毛製 のもの	NO	KG	221 5		-----附属品	NO	KG
		-----その他のもの			222 6		-----その他のもの	NO	KG
	299 6	-----その他のもの	NO	KG					
62.11		トラックスーツ、スキースーツ 及び水着並びにその他の衣類 (省 略) (削 除)			62.11		トラックスーツ、スキースーツ 及び水着並びにその他の衣類 (省 略)		
		(省 略)			6211.31		---羊毛製又は織獣毛製のもの		
					100 2		----毛皮付きのもの	NO	KG
					200 4		----その他のもの	NO	KG
							(省 略)		
62.13		ハンカチ (削 除)			62.13		ハンカチ		
					6213.10	000 3	---絹(絹のくずを含む。)製の もの	NO	KG
6213.20		(省 略)			6213.20		(省 略)		
6213.90		---その他の繊維用繊維製のもの			6213.90		---その他の繊維用繊維製のもの		
	010 3	---亜麻製又はラミー製のもの	NO	KG	010 3		---亜麻製又はラミー製のもの	NO	KG
		---その他のもの			020 6		---その他のもの	NO	KG
	091 0	---絹(絹のくずを含む。)製のもの	NO	KG					
	099 1	---その他のもの	NO	KG					
63.02		ベッドリネン、テーブルリネン、 トイレットリネン及びキッチンリネン (省 略) (削 除)			63.02		ベッドリネン、テーブルリネン、 トイレットリネン及びキッチンリネン (省 略)		
		(省 略)			6302.52	000 0	---亜麻製のもの	D Z	KG
6302.53		(省 略)			6302.53		(省 略)		
6302.59		---その他の繊維用繊維製のもの			6302.59		---その他の繊維用繊維製のもの		
	030 2	---亜麻製又はラミー製のもの	D Z	KG	010 3		---ラミー製のもの	D Z	KG
		(省 略)					(省 略)		
		(削 除)			6302.92	000 2	---亜麻製のもの	D Z	KG
6302.93		(省 略)			6302.93		(省 略)		
6302.99		---その他の繊維用繊維製のもの			6302.99	000 2	---その他の繊維用繊維製のもの	D Z	KG
		の					の		
	100 4	---亜麻製のもの	D Z	KG					
	900 6	---その他のもの	D Z	KG					
63.03		カーテン(ドレープを含む。)、 室内用ブラインド、カーテンバ			63.03		カーテン(ドレープを含む。)、 室内用ブラインド、カーテンバ		

新 (2007年)				旧 (2006年)							
統計品目 番号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NACCS 用	品 名	単 位			
			I	II				I	II		
63.06		ランス及びベッドバランス －メリヤス編み又はクロセ編み のもの (削 除)			6303.11		ランス及びベッドバランス －メリヤス編み又はクロセ編み のもの －綿製のもの				
		(省 略)			010	0	－ししゅうしたものの、レー スを使用したもの及び模 様編みの組織を有するも の	D Z	K G		
					090	3	－その他のもの (省 略)	D Z	K G		
		ターポリン及び日よけ、テン ト、帆 (ボート用、セールボ ード用又はランドクラフト用 のものに限る。)並びにキャンプ用 品			63.06		ターポリン及び日よけ、テン ト、帆 (ボート用、セールボ ード用又はランドクラフト用 のものに限る。)並びにキャンプ用 品				
		－ターポリン及び日よけ (削 除) (省 略)			6306.11	000	5	－ターポリン及び日よけ －綿製のもの		K G	
	6306.12				6306.12			(省 略)			
	6306.19		－その他の紡織用繊維製のも の			6306.19	000	4	－その他の紡織用繊維製のも の		K G
		100	6								
		900	1								
			－ターポリン及び日よけ (削 除) (省 略)			6306.21	000	2	－ターポリン及び日よけ －綿製のもの		K G
6306.22					6306.22			(省 略)			
6306.29		－その他の紡織用繊維製のも の			6306.29	000	1	－その他の紡織用繊維製のも の		K G	
	100	3									
	900	5									
6306.30	000	0									
		－帆			6306.31	000	6	－帆		K G	
					6306.39	000	5	－合成繊維製のもの －その他の紡織用繊維製のも の		K G	
6306.40		－空気マットレス						－空気マットレス			
	100	6			6306.41	000	3	－綿製のもの		K G	
	900	1			6306.49	000	2	－その他の紡織用繊維製のも の		K G	
		－その他のもの (省 略)			6306.91			－その他のもの (省 略)			
6306.91					6306.99			(省 略)			
6306.99											
64.01		防水性の履物 (本底及び甲がゴ ム製又はプラスチック製のも のに限るものとし、縫合、リベ ット締め、くぎ打ち、ねじ締め、 プラグ止めその他これらに類す る方法により甲を底に固定し又 は組み立てたものを除く。)			64.01			防水性の履物 (本底及び甲がゴ ム製又はプラスチック製のも のに限るものとし、縫合、リベ ット締め、くぎ打ち、ねじ締め、 プラグ止めその他これらに類す る方法により甲を底に固定し又 は組み立てたものを除く。)			
		(省 略)						(省 略)			
		(削 除)			6401.91	000	1	－ひざを覆うもの (省 略)	P R	K G	
		(省 略)									
64.02		その他の履物 (本底及び甲がゴ ム製又はプラスチック製のも のに限る。)			64.02			その他の履物 (本底及び甲がゴ ム製又はプラスチック製のも のに限る。)			
		(省 略)						(省 略)			
		(削 除)			6402.30	000	4	－その他の履物 (保護用の金属	P R	K G	

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
64.03		(省 略) 履物 (本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザ製で、甲が革製のものに限る。)			64.03		製トーチヤップを有するものに限る。)		
		(省 略) (削 除)			6403.30		(省 略) 履物 (本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザ製で、甲が革製のものに限る。)		
							履物 (ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーチヤップを有するものを除く。)		
							本底がゴム製、革製又はコンポジションレザ製のもの (スリッパその他の室内用履物を除く。)		
					011	6	共通の限度数量以内のもの	PR	KG
					012	0	その他のもの	PR	KG
					021	2	スリッパ	PR	KG
					022	3	共通の限度数量以内のもの	PR	KG
					029	3	その他のもの	PR	KG
6403.59		(省 略) その他のもの			6403.59		(省 略) その他のもの		
		スリッパその他の室内用履物					スリッパその他の室内用履物		
	011	スリッパ	PR	KG		011	スリッパ	PR	KG
		その他のもの					その他のもの		
	012	共通の限度数量以内のもの	PR	KG		012	共通の限度数量以内のもの	PR	KG
		その他のもの					その他のもの		
	019	その他のもの	PR	KG		019	その他のもの	PR	KG
		その他のもの					その他のもの		
	020	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	PR	KG		020	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	PR	KG
		その他のもの					その他のもの		
		共通の限度数量以内のもの					共通の限度数量以内のもの		
		中底が19センチメートルを超えるもの					中底が19センチメートルを超えるもの		
	044	紳士用のもの	PR	KG		044	紳士用のもの	PR	KG
	045	婦人用のもの	PR	KG		045	婦人用のもの	PR	KG
	049	その他のもの	PR	KG		049	その他のもの	PR	KG
		その他のもの					その他のもの		
		中底が19センチメートルを超えるもの					中底が19センチメートルを超えるもの		
	104	紳士用のもの	PR	KG		104	紳士用のもの	PR	KG
	105	婦人用のもの	PR	KG		105	婦人用のもの	PR	KG
		その他のもの				109	その他のもの	PR	KG
	111	ベース又はプラットホームが木	PR	KG					

新 (2007年)				旧 (2006年)										
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位						
			I	II				I	II					
6403.91 6403.99	119	1	製のもの (中敷 き又は保護用の 金属製トーキャ ップを有するも のを除く。)		6403.91 6403.99									
			PR	KG										
			-----その他のもの											
			-その他の履物 (省 略)											
			--その他のもの											
			---本底がゴム製又はコンポ ジションレザー製のもの (スリッパその他の室内 用履物を除く。)											
	011	0	PR	KG						011	0	PR	KG	
			-----体操用、競技用その他 これらに類する用途に 供する履物											
			-----その他のもの											
			-----共通の限度数量以内 のもの											
			-----中底が19センチメ ートルを超えるも の											
	012	1	PR	KG						012	1	PR	KG	
013	2	PR	KG	013	2	PR	KG							
014	3	PR	KG	014	3	PR	KG							
		-----その他のもの												
		-----その他のもの												
		-----中底が19センチメ ートルを超えるも の												
015	4	PR	KG	015	4	PR	KG							
016	5	PR	KG	016	5	PR	KG							
		-----その他のもの												
031	6	PR	KG	019	1	PR	KG							
		-----ベース又はプラ ットホームが木 製のもの (中敷 き又は保護用の 金属製トーキャ ップを有するも のを除く。)												
039	0	PR	KG											
		-----その他のもの												
021	3	PR	KG	021	3	PR	KG							
		-----スリッパ及び体操用、 競技用その他これらに 類する用途に供する履 物												
		-----その他のもの												
022	4	PR	KG	022	4	PR	KG							
		-----共通の限度数量以内 のもの												
029	4	PR	KG	029	4	PR	KG							
		-----その他のもの												
		(削 除)		65.03										
				6503.00	000	0	フェルト製の帽子 (第65.01項の 帽体又はプラトウから作つたも のに限るものとし、裏張りして あるかないか又はトリミングし てあるかないかを問わない。)	NO	KG					
65.06		その他の帽子 (裏張りしてある		65.06			その他の帽子 (裏張りしてある							

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		
			I	II				I	II	
6506.99	100 2	かないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。 (省 略) (削 除) ---その他の材料製のもの ---革製のものと及び毛皮付きのもの ---毛皮製のもの ---その他のもの	D Z	K G	6506.92 000 0	100 2	かないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。 (省 略) ---毛皮製のもの ---その他の材料製のもの ---革製のものと及び毛皮付きのもの ---その他のもの	D Z	K G	
					6506.99					200 4
					300 6					
					900 4					
66.03		第66.01項又は第66.02項の製品の部分品、トリミング及び附属品 (削 除) (省 略)			66.03		第66.01項又は第66.02項の製品の部分品、トリミング及び附属品 一握り (省 略)	D Z	K G	
68.02		加工した石碑用又は建築用の石及びその製品 (スレートを加工したもの及び第68.01項の物品を除く。)、天然石 (スレートを含む。) 製のモザイクキューブその他これに類する物品 (裏張りしてあるかないかを問わない。) 並びに人工的に着色した天然石 (スレートを含む。) の粒、細片及び粉 (省 略)			68.02		加工した石碑用又は建築用の石及びその製品 (スレートを加工したもの及び第68.01項の物品を除く。)、天然石 (スレートを含む。) 製のモザイクキューブその他これに類する物品 (裏張りしてあるかないかを問わない。) 並びに人工的に着色した天然石 (スレートを含む。) の粒、細片及び粉 (省 略)			
6802.21	000 4	---大理石、トラバーチン及びアラバスター (削 除)	MT		6802.21	000 4	---大理石、トラバーチン及びアラバスター		MT	
6802.23	000 2	---花こう岩 (省 略)	MT		6802.22 000 3		---その他の石灰質の石		MT	
					6802.23 000 2		---花こう岩 (省 略)		MT	
68.11		石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品			68.11		石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品			
6811.40	000 2	---石綿を含有するもの ---石綿を含有しないもの	MT		6811.10 000 4		---波板		MT	
6811.81	000 3	---波板	MT		6811.20 000 1		---その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品		MT	
6811.82	000 2	---その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品	MT		6811.30 000 5		---管及び管用継手		MT	
6811.83	000 1	---管及び管用継手	MT		6811.90 000 1		---その他の製品		MT	
6811.89	000 2	---その他の製品	MT							
68.12		石綿繊維 (加工したものに限り。)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品 (例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガセット。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。)			68.12		石綿繊維 (加工したものに限り。)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品 (例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガセット。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。)			
6812.80	000 2	---クロシドライト製のもの ---その他のもの	K G		6812.50 000 4		---衣類、衣類附属品、履物及び帽子		K G	

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
6812.91	000	5	K G	K G	6812.60	000	1	K G	K G
		5			6812.70	000	5		
6812.92	000	4			6812.90	000	6		
6812.93	000	3							
6812.99	000	4	K G	K G	68.13				
68.13					68.13				
6813.20	100	6	K G	K G	6813.10				
	900	1	K G	K G		010	3	K G	K G
6813.81					6813.90				
	100	1	K G	K G		090	6	K G	K G
	900	3	K G	K G		010	0	K G	K G
6813.89						090	3	K G	K G
	100	0	K G	K G					
	900	2	K G	K G					

第70類 ガラス及びその製品

号注

1 第7013.22号、第7013.33号、第7013.41号及び第7013.91号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛 (P b O) の含有量が全重量の24%以上のガラスのみをいう。

第70類 ガラス及びその製品

号注

1 第7013.21号、第7013.31号及び第7013.91号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛 (P b O) の含有量が全重量の24%以上のガラスのみをいう。

		(削 除)			70.12				
70.13		ガラス製品 (食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第70.10項又は第70.18項のものを除く。)			7012.00	000	4	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶	NO
7013.10	000	6	K G	K G	7013.10	000	6	ガラスセラミックス製のもの -脚付きグラス類 (ガラスセラミックス製のものを除く。)	K G
7013.22	000	1	K G	K G	7013.21	000	2	-鉛ガラス製のもの	K G
7013.28	000	2	K G	K G	7013.29	000	1	-その他のもの	K G
7013.33	000	4	K G	K G					

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
7013.37	000	0		KG					
7013.41	000	3		KG	7013.31	000	6		KG
7013.42	000	2		KG	7013.32	000	5		KG
7013.49	000	2		KG	7013.39	000	5		KG
7013.91	000	2		KG	7013.91	000	2		KG
7013.99	000	1		KG	7013.99	000	1		KG

第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

注

- 1 全部又は一部が次の材料から成る製品は、第6部の注1(A)及びこの類の他の注において別段の定めがある場合を除くほか、すべてこの類に属する。
(a)及び(b) (省略)
- 2(A) (省略)
(B) (省略)
- 3 (省略)
- 4(A) (省略)
(B) (省略)
(C) (省略)
- 5～7 (省略)
- 8 第71.12項に該当する物品は、第6部の注1(A)に規定する場合を除くほか、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。
- 9 第71.13項において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいう。
(a) 小形の身辺用装飾品 (例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章)
(b) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品 (例えば、シガーケース、シガレットケース、喫ぎたばこ入れ、口中香剤入れ、錠剤入れ、おしろい入れ、鎖入れ及び数珠)
これらの物品は、組み合わせてあるかセットであるかを問わない (例えば、天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、合成若しくは再生した貴石又は半貴石、べつ甲、真珠層、象牙、天然又は再生させたこはく、黒玉及びさんご)。
- 10及び11 (省略)

号注

- 1 (省略)
- 2 第7110.11号及び第7110.19号において白金には、注4(B)の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。

第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

注

- 1 全部又は一部が次の材料から成る製品は、第6部の注1(a)及びこの類の他の注において別段の定めがある場合を除くほか、すべてこの類に属する。
(a)及び(b) (省略)
- 2(a) (省略)
(b) (省略)
- 3 (省略)
- 4(a) (省略)
(b) (省略)
(c) (省略)
- 5～7 (省略)
- 8 第71.12項に該当する物品は、第6部の注1(a)に規定する場合を除くほか、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。
- 9 第71.13項において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいう。
(a) 小形の身辺用装飾品 (例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章。宝石を取り付けてあるかないかを問わない。)
(b) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品 (例えば、シガレットケース、おしろい入れ、鎖入れ及び口中剤入れ)

(新規)

10及び11 (省略)
号注

- 1 (省略)
- 2 第7110.11号及び第7110.19号において白金には、注4(b)の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CCS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CCS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
3 (省 略)				3 (省 略)					
72.19		ステンレス鋼のフラットロール 製品(幅が600ミリメートル以上 のものに限る。)			72.19		ステンレス鋼のフラットロール 製品(幅が600ミリメートル以上 のものに限る。)		
7219.12		(省 略) --厚さが4.75ミリメートル以 上10ミリメートル以下のも の			7219.12		(省 略) --厚さが4.75ミリメートル以 上10ミリメートル以下のも の		
	010	1	----	KG		010	1	----	KG
			----					----	
			----					----	
	025	2	-----	KG		021	5	-----	KG
			-----					-----	
	026	3	-----	KG				-----	
	029	6	-----	KG		029	6	-----	KG
7219.13		--厚さが3ミリメートル以上 4.75ミリメートル未満のも の			7219.13		--厚さが3ミリメートル以上 4.75ミリメートル未満のも の		
	010	0	----	KG		010	0	----	
			----					----	
			----					----	
	025	1	-----	KG		021	4	-----	KG
			-----					-----	
	026	2	-----	KG				-----	
	029	5	-----	KG		029	5	-----	KG
7219.32		--厚さが3ミリメートル以上 4.75ミリメートル未満のも の			7219.32		--厚さが3ミリメートル以上 4.75ミリメートル未満のも の		
	010	2	----	KG		010	2	----	KG
			----					----	

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番 号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
7219.33	025	するかしないかを問わ ない。)	K G	K G	7219.33	021	するかしないかを問わ ない。)	K G	K G
		----ニッケル系 (ニッケルを 含むものに限るものと し、その他の成分を含有 するかしないかを問わ ない。)					----ニッケル系 (ニッケルを 含むものに限るものと し、その他の成分を含有 するかしないかを問わ ない。)		
	-----ニッケルの含有量が全 重量の7%未満のもの	-----200系 (ニッケルの含 有量が全重量の7%未 満のものに限るものと し、その他の成分を 含有するかしないかを問 わない。)							
	-----ニッケルの含有量が 全重量の6%以下 で、マンガンの含有 量が全重量の3%以 上のもの	-----304系 (ニッケルの含 有量が全重量の7%以 上10%未満のものに限 るものとし、その他の 成分を含有するかしな いかを問わない。)							
	026 4 -----その他のもの	022 0 -----ニッケルの含有量が全 重量の7%以上10%未 満のもの							
	022 0 -----ニッケルの含有量が全 重量の7%以上10%未 満のもの	023 1 -----高ニッケル材 (ニッケ ルの含有量が全重量の 10%以上のものに限 るものとし、その他の成 分を含有するかしな いかを問わない。)							
	023 1 -----ニッケルの含有量が全 重量の10%以上のもの	011 2 -----クロムの含有量が全重 量の12%未満のもの							
	----厚さが1ミリメートルを超 え3ミリメートル未満のも の	019 3 -----その他のもの							
	----クロム系 (ニッケルを 含まないものに限るもの とし、その他の成分を含有 するかしないかを問わ ない。)	025 2 -----ニッケルの含有量が全 重量の7%未満のもの							
	011 2 -----クロムの含有量が全重 量の12%未満のもの	-----ニッケルの含有量が 全重量の6%以下 で、マンガンの含有 量が全重量の3%以 上のもの							
	019 3 -----その他のもの	026 3 -----その他のもの							
	----ニッケル系 (ニッケルを 含むものに限るものと し、その他の成分を含有 するかしないかを問わ ない。)	022 6 -----ニッケルの含有量が全 重量の7%以上10%未 満のもの							
-----ニッケルの含有量が全 重量の7%未満のもの									

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
7219.34	023	0	----- <u>ニッケルの含有量が全重量の10%以上のもの</u>	KG	7219.34	023	0	----- <u>るものとし、その他の成分を含有するかしな</u> <u>いかを問わない。)</u> ----- <u>高ニッケル材 (ニッケルの含有量が全重量の10%以上のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしな</u> <u>いかを問わない。)</u>	KG
			---厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの	KG				---厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの	
			---クロム系 (ニッケルを含まないものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)	KG				---クロム系 (ニッケルを含まないものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)	
	011	1	----- <u>クロムの含有量が全重量の12%未満のもの</u>	KG		011	1	----- <u>409系 (クロムの含有量が全重量の12%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問</u> <u>わない。)</u>	KG
	019	2	-----その他のもの ---ニッケル系 (ニッケルを含むものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)	KG		019	2	-----その他のもの ---ニッケル系 (ニッケルを含むものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)	KG
			----- <u>ニッケルの含有量が全重量の7%未満のもの</u>			021	4	----- <u>200系 (ニッケルの含有量が全重量の7%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問</u> <u>わない。)</u>	KG
	025	1	----- <u>ニッケルの含有量が全重量の6%以下で、マンガンの含有量が全重量の3%以上のもの</u>	KG					
	026	2	-----その他のもの	KG					
	022	5	----- <u>ニッケルの含有量が全重量の7%以上 10%未満のもの</u>	KG	022	5	----- <u>304系 (ニッケルの含有量が全重量の7%以上10%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしな</u> <u>いかを問わない。)</u>	KG	
7219.35	023	6	----- <u>ニッケルの含有量が全重量の10%以上のもの</u>	KG	023	6	----- <u>高ニッケル材 (ニッケルの含有量が全重量の10%以上のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしな</u> <u>いかを問わない。)</u>	KG	
			---厚さが0.5ミリメートル未満のもの		7219.35		---厚さが0.5ミリメートル未満のもの		
	010	6	---クロム系 (ニッケルを含まないものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。) ---ニッケル系 (ニッケルを含むものに限るものと	KG	010	6	---クロム系 (ニッケルを含まないものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。) ---ニッケル系 (ニッケルを含むものに限るものと	KG	

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CCS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CCS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
		し、その他の成分を含有 するかしないかを問わな い。)					し、その他の成分を含有 するかしないかを問わな い。)		
025	0	-----ニッケルの含有量が全 重量の7%未満のもの		KG	021	3	-----200系 (ニッケルの含 有量が全重量の7%未 満のものに限るものと し、その他の成分を含 有するかしないかを問 わない。)		KG
026	1	-----ニッケルの含有量が 全重量の6%以下 で、マンガン含有 量が全重量の3%以 上のもの		KG					
022	4	-----その他のもの		KG	022	4	-----304系 (ニッケルの含 有量が全重量の7%以 上10%未満のものに限 るものとし、その他の 成分を含有するかしな いかを問わない。)		KG
		-----ニッケルの含有量が全 重量の7%以上10%未 満のもの		KG					
		-----ニッケルの含有量が全 重量の10%以上のもの		KG	023	5	-----高ニッケル材 (ニッケ ルの含有量が全重量の 10%以上のものに限 るものとし、その他の成 分を含有するかしない かを問わない。)		KG
7219.90		(省 略)			7219.90		(省 略)		
72.20		ステンレス鋼のフラットロール 製品 (幅が600ミリメートル未満 のものに限る。)			72.20		ステンレス鋼のフラットロール 製品 (幅が600ミリメートル未 満のものに限る。)		
		(省 略)					(省 略)		
7220.20	010	1冷間圧延をしたもの (更に加 工したものを除く。)		KG	7220.20		1冷間圧延をしたもの (更に加 工したものを除く。)		
		1クロム系 (ニッケルを含ま ないものに限るものとし、 その他の成分を含有するか しないかを問わない。)		KG	010	5	1クロム系 (ニッケルを含ま ないものに限るものとし、 その他の成分を含有するか しないかを問わない。)		KG
		1ニッケル系 (ニッケルを含 むものに限るものとし、そ の他の成分を含有するか しないかを問わない。)					1ニッケル系 (ニッケルを含 むものに限るものとし、そ の他の成分を含有するか しないかを問わない。)		
		1ニッケルの含有量が全重 量の7%未満のもの			021	2	1ニッケルの含有 量が全重量の7%未満の ものに限るものとし、そ の他の成分を含有するか しないかを問わない。)		KG
	025	6-----ニッケルの含有量が全 重量の6%以下で、マ ンガンの含有量が全重 量の3%以上のもの		KG					
	026	0-----その他のもの		KG					
7220.90	029	3-----その他のもの (省 略)		KG	7220.90	029	3-----その他のもの (省 略)		KG
72.25		その他の合金鋼のフラットロー ル製品 (幅が600ミリメートル以 上のものに限る。)			72.25		その他の合金鋼のフラットロー ル製品 (幅が600ミリメートル 以上のものに限る。)		
		1けい素電気鋼のもの					1けい素電気鋼のもの		
7225.11	000	1--方向性けい素鋼のもの		KG	7225.11	000	1--方向性けい素鋼のもの		KG
7225.19	000	0--その他のもの (削 除)		KG	7225.19	000	0--その他のもの		KG
7225.30		0--その他のもの (熱間圧延をし たもの (更に加工したものを			7225.20	000	6--高速度鋼のもの		KG
					7225.30		0--その他のもの (熱間圧延をし たもの (更に加工したものを		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
7225.40	100	5	除く。)で巻いたものに限る。)		7225.40	010	6	除く。)で巻いたものに限る。)	
	200	0	--合金工具鋼のもの			020	2	--合金工具鋼のもの	
	900	0	--高速度鋼のもの			010	3	--その他のもの	
7225.50	100	2	--その他のもの (熱間圧延をしたもの (更に加工したものを除く。))で巻いてないものに限る。)		7225.50	020	6	--その他のもの (熱間圧延をしたもの (更に加工したものを除く。))で巻いてないものに限る。)	
	200	4	--合金工具鋼のもの			010	0	--合金工具鋼のもの	
	900	4	--高速度鋼のもの			020	3	--その他のもの	
7225.91	100	6	--その他のもの (冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)		7225.91	010	0	--その他のもの (冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	
	200	1	--合金工具鋼のもの			020	3	--合金工具鋼のもの	
	900	1	--高速度鋼のもの			010	1	--その他のもの	
7225.92	100	0	--その他のもの (電気をめつきしたもの (電気をめつきによるものを除く。))		7225.92	020	4	--その他のもの (電気をめつきしたもの (電気をめつきによるものを除く。))	
	200	2	---バイメタル (張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)			030	0	---バイメタル (張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)	
	300	4	---合金工具鋼のもの			010	0	---合金工具鋼のもの	
7225.99	300	3	---高速度鋼のもの		7225.99	020	3	---高速度鋼のもの	
	900	1	---その他のもの			030	6	---その他のもの	
	100	6	---その他のもの (張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)			010	0	---その他のもの (張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)	
72.26	200	1	---合金工具鋼のもの		72.26	020	3	---合金工具鋼のもの	
	300	3	---高速度鋼のもの			030	6	---その他のもの	
	900	1	---その他のもの			7226.93	010	4	---その他のもの (張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)
			その他の合金鋼のフラットロール製品 (幅が600ミリメートル未満のものに限る。)				その他の合金鋼のフラットロール製品 (幅が600ミリメートル未満のものに限る。)		
			(省略)				(省略)		
			(削除)				(削除)		

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目番号	NA CCS用	品名	単位		統計品目番号	NA CCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
7226.99		(削除)			020	0	合金工具鋼のもの		KG	
					030	3	その他のもの		KG	
					7226.94		亜鉛をめつきしたもの(電気めつきによるものを除く。)			
					010	3	バイメタル(張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)		KG	
					020	6	合金工具鋼のもの		KG	
					030	2	その他のもの		KG	
			その他のもの			7226.99		その他のもの		
			バイメタル(張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)			010	†	バイメタル(張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)		KG
		110	0					亜鉛をめつきしたもの		KG
		190	†					その他のもの		KG
	200	6					合金工具鋼のもの		KG	
	900	6					その他のもの		KG	
72.29		その他の合金鋼の線(削除)			72.29		その他の合金鋼の線			
7229.20	000	5	KG		7229.10	000	1	高速鋼のもの	KG	
7229.90		その他のもの			7229.20	000	5	シリコマンガ鋼のもの	KG	
	100	0	KG		7229.90			その他のもの		
	200	2	KG			010	1	合金工具鋼のもの	KG	
		その他のもの						その他のもの		
	910	5	KG			021	5	ガスシールド溶接用ソリッドワイヤ	KG	
	990	1	KG			029	6	その他のもの	KG	
73.04		鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限るものとし、 <u>鋳鉄製のものを除く。</u>)			73.04			鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限るものとし、 <u>鋳鉄製のものを除く。</u>)		
		油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ			7304.10			油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ		
7304.11	000	4	KG			010	1	合金鋼製のもの	KG	
7304.19		その他のもの				020	4	その他のもの	KG	
	100	5	KG					油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ		
	900	0	KG					ドリルパイプ		
		油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ			7304.21			合金鋼製のもの	KG	
7304.22	000	0	KG			010	4	合金鋼製のもの	KG	
		ドリルパイプ(ステンレス鋼製のもの)				090	0	その他のもの	KG	
		その他のドリルパイプ			7304.29			その他のもの		
	010	2	KG			010	3	合金鋼製のもの	KG	
	090	5	KG			090	6	その他のもの	KG	
7304.24	000	5	KG		7304.31			冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの		
		その他のもの(ステンレス鋼製のもの)				010	1	ドリルパイプ	KG	
		その他のもの				020	4	その他のもの	KG	
7304.29	010	3	KG		7304.39			その他のもの		
	090	6	KG			010	0	ドリルパイプ	KG	

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目番号	NAICS用	品名	単位		統計品目番号	NAICS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
7304.31		－その他のもの（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）			7304.41	020	3	－その他のもの		KG
		－冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの					010	5	－ドリルパイプ	
7304.39	010	1	－ドリルパイプ	KG	7304.49	020	1	－その他のもの		KG
	020	4	－その他のもの	KG		010	4	－ドリルパイプ		KG
7304.41	010	0	－ドリルパイプ	KG	7304.51	020	0	－その他のもの		KG
	020	3	－その他のもの	KG					－冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの	
7304.41		－その他のもの（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）			7304.59	010	2	－ドリルパイプ		KG
		－冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの					020	5	－その他のもの	
7304.49	010	5	－ドリルパイプ	KG	7304.90	010	1	－ドリルパイプ		KG
	020	1	－その他のもの	KG			020	4	－その他のもの	
7304.51	010	4	－ドリルパイプ	KG		050	3	－ドリルパイプ		KG
	020	0	－その他のもの	KG		030	4	－合金鋼製のもの		KG
7304.51		－その他のもの（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）				040	0	－その他のもの		KG
		－冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの								
7304.59	010	2	－ドリルパイプ	KG						
	020	5	－その他のもの	KG						
7304.90	010	1	－ドリルパイプ	KG						
	020	4	－その他のもの	KG						
73.06	050	3	－ドリルパイプ	KG						
	030	4	－合金鋼製のもの	KG						
	040	0	－その他のもの	KG						
7306.11		鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）			7306.10			鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）		
		－油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ							－油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	
7306.19	000	0	－溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	KG	7306.20	010	4	－合金鋼製のもの		KG
		－その他のもの					020	0	－その他のもの	
7306.21	100	1	－合金鋼製のもの	KG	7306.30	010	1	－合金鋼製のもの		KG
	900	3	－その他のもの	KG			020	4	－その他のもの	
7306.29		－油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング						－その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）		
	000	4	－溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	KG				－配管用炭素鋼鋼管		
	100	5	－合金鋼製のもの	KG		011	6	－めつきしたもの		KG
	900	0	－その他のもの	KG		019	0	－その他のもの		KG

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
7306.30		－その他の溶接管（鉄鋼又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）					－一般構造用炭素鋼鋼管			
		－配管用炭素鋼鋼管			021	2	－めつきしたもの		KG	
	011	6	KG		029	3	－その他のもの		KG	
	019	0	KG		090	1	－その他のもの		KG	
		－一般構造用炭素鋼鋼管			7306.40	000	6	－その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）		KG
	021	2	KG		7306.50	000	3	－その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）		KG
	029	3	KG							
	090	1	KG							
7306.40	000	6	KG		7306.60			－その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）		
		－その他の溶接管（鉄鋼又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）				010	3	－合金鋼製のもの		KG
7306.50	000	3	KG			021	0	－その他のもの		KG
		－その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）						－横断面が長方形（正方形を含む。）で、一辺の長さが200ミリメートル以上のもの		KG
		－その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）				029	1	－その他のもの		KG
7306.61		－横断面が正方形又は長方形のもの			7306.90			－その他のもの		KG
	100	1	KG			010	1	－合金鋼製のもの		KG
		－合金鋼製のもの				020	4	－その他のもの		KG
	910	6	KG							
		－一辺の長さが200ミリメートル以上のもの								
	990	2	KG							
		－その他のもの								
7306.69		－その他のもの（横断面が円形のものを除く。）								
	100	0	KG							
		－合金鋼製のもの								
	900	2	KG							
		－その他のもの								
7306.90		－その他のもの								
	010	1	KG							
		－合金鋼製のもの								
	020	4	KG							
		－その他のもの								
73.14		ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル (省略) (削除) (省略)			73.14			ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル (省略) (削除) (省略)		
					7314.13	000	3	－その他の機械用ワイヤエンドレスバンド (省略)		KG
73.19		鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品 (削除) (省略)			73.19			鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品		
					7319.10	000	3	－縫針、かがり針及びししゅう針 (省略)		KG
73.21		鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、			73.21			鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、		

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
7321.11		火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）			7321.11		火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）		
7321.12		－調理用加熱器具及び皿温め器（省略）			7321.12		－調理用加熱器具及び皿温め器（省略）		
7321.19	000 4	－－その他のもの（固体燃料用のものを含む。）	NO	KG	7321.13	000 3	－－固体燃料用のもの	NO	KG
7321.81		－その他の器具（省略）			7321.81		－その他の器具（省略）		
7321.82		（省略）			7321.82		（省略）		
7321.89	000 4	－－その他のもの（固体燃料用のものを含む。）	NO	KG	7321.83	000 3	－－固体燃料用のもの	NO	KG
7321.90		（省略）			7321.90		（省略）		

第74類 銅及びその製品

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)～(e) (省略)

(f) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。

(削 除)

(g)及び(h) (省略)

第74類 銅及びその製品

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)～(e) (省略)

(f) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。

もつとも、第74.14項の線には、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。

(g)及び(h) (省略)

74.01					74.01				
7401.00		銅のマット及びセメントカップパー（沈殿銅）			7401.10	000 0	－銅のマット		KG
	010 6	－銅のマット			7401.20	000 4	－セメントカップパー（沈殿銅）		KG
	020 2	－セメントカップパー（沈殿銅）							
74.03		精製銅又は銅合金の塊			74.03		精製銅又は銅合金の塊		
		－精製銅					－精製銅		
7403.11		（省略）			7403.11		（省略）		
7403.19		（省略）			7403.19		（省略）		
		－銅合金			7403.21	000 6	－銅・亜鉛合金（黄銅）		KG
7403.21	000 6	－銅・亜鉛合金（黄銅）			7403.22		（省略）		
7403.22		（省略）			7403.23		－銅・ニッケル合金（白銅）		
		（削 除）					及び銅・ニッケル・亜鉛合		

新 (2007年)				旧 (2006年)												
統計品目番号	NA CCS用	品名	単位		統計品目番号	NA CCS用	品名	単位								
			I	II				I	II							
7403.29	011	銅の棒及び形材 (省略) -銅合金のもの (省略) (削除) ---その他のもの ---銅・ニッケル合金 (白銅) 又は銅・ニッケル・亜鉛合金 (洋白) のもの ---その他のもの ---銅・すず合金 (青銅) のもの ---その他のもの (削除)	KG		010	0	金 (洋白) --- 課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの	KG								
					020	3	--- 課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの									
					030	6	--- 課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの									
					010	1	--- 課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの									
					020	4	--- 課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの									
					030	0	--- 課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの									
					031	1	---銅・ニッケル合金 (白銅) 及び銅・ニッケル・亜鉛合金 (洋白)									
					039	2	---その他のもの									
					74.07		銅の棒及び形材			KG		74.07		銅の棒及び形材	KG	
					7407.10		(省略)					7407.10		(省略)		
7407.21		(削除)			7407.21		(省略)									
7407.29	100	---銅・ニッケル合金 (白銅) 又は銅・ニッケル・亜鉛合金 (洋白) のもの ---その他のもの ---銅・すず合金 (青銅) のもの ---その他のもの (削除)	KG		7407.22	000	4 ---銅・ニッケル合金 (白銅) 又は銅・ニッケル・亜鉛合金 (洋白) のもの	KG								
					010	0	---銅・すず合金 (青銅) のもの									
					090	3	---その他のもの									
		(削除)			74.14		ワイヤクロス (ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル及び網 (銅の線から製造したものに限り。並びに銅製のエキスパンデッドメタル									
					7414.20	000	6 -ワイヤクロス		KG							
					7414.90	000	6 -その他のもの		KG							
		(削除)			74.16											

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
78.06 7806.00	100 0	(削除)	K G		7416.00 000	1	銅製のばね	K G	
					74.17				
					7417.00 000	6	銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びその部分品（銅製のものに限る。）		
					78.03				
					7803.00 000	4	鉛の棒、型材及び線		
					78.05				
	900 2	その他の鉛製品 －鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ） －その他のもの	K G		7805.00 000	0	鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	K G	
		(削除)			78.06				
	900 2		K G		7806.00 000	5	その他の鉛製品	K G	
		(削除)			79.06				
	900 2		K G		7906.00 000	1	亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	K G	
79.07 7907.00	100 1	その他の亜鉛製品 －亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	K G		79.07				
	900 3	－その他のもの	K G		7907.00 000	6	その他の亜鉛製品	K G	

第80類 すず及びその製品

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)～(c) (省略)

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第80.01項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

(削除)

(財)日本関税協会

第80類 すず及びその製品

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)～(c) (省略)

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第80.01項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第80.04項又は第80.05項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又

輸入統計品目表新旧対照表

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA ACS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA ACS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
(e) (省 略)				は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを 含む。 (e) (省 略)					
		(削 除)			80.04				
		(削 除)			8004.00	000	1	すずの板、シート及びストリップ (厚さが 0.2 ミリメートルを超えるものに限る。)	KG
		(削 除)			80.05				
		(削 除)			8005.00	000	6	すずのはく (厚さ (補強材の厚さを除く。) が 0.2 ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。)、粉及びフレーク	KG
		(削 除)			80.06				
		(削 除)			8006.00	000	4	すず製の管及び管用継手 (例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)	KG
80.07		その他のすず製品			80.07				
8007.00	100	4	KG	8007.00	000	2	その他のすず製品	KG	
	200	6	KG						
	300	1	KG						
	900	6	KG						
81.01		タングステン及びその製品 (くずを含む。)			81.01				
		(省 略)							
		(削 除)			8101.95	000	6	--- 棒 (単に焼結して得た棒を除く。)、型材、板、シート、ストリップ及びはく	KG
8101.96	000	5		8101.96	000	5	(省 略)		
8101.97	000	4		8101.97	000	4	(省 略)		
8101.99		--- その他のもの		8101.99	000	2	--- その他のもの	KG	
	010	5	KG						
	090	1	KG						

新 (2007年)					旧 (2006年)						
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
81.12		ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。） (省略) (削除) (削除) (省略)			81.12		ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。） (省略)				
		8112.92					8112.30	000	0	ゲルマニウム	KG
							8112.40	000	4	バナジウム	KG
		100	3								
		200	5								
		910	1								
		990	4								
		8112.99					8112.92				
		100	3								
		200	5								
		910	1								
		990	4								
		8112.99					8112.99				
		100	3								
		200	5								
		910	1								
		990	4								
		83.11					83.11				
		8311.90	000	4			8311.90	000	4		

第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

- この部には、次の物品を含まない。
 - (省略)
 - 革製品及びコンポジションレザー製品（第42.05項参照）並びに毛皮製品（第43.03項参照）で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの
 - ～(q) (省略)
- 機械の部分品（第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。
 - 当該部分品は、第84類又は第85類のいずれかの項（第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73

(財)日本関税協会

第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

- この部には、次の物品を含まない。
 - (省略)
 - 革製品及びコンポジションレザー製品（第42.04項参照）並びに毛皮製品（第43.03項参照）で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの
 - ～(q) (省略)
- 機械の部分品（第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。
 - 当該部分品は、第84類又は第85類のいずれかの項（第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、

輸入統計品目表新旧対照表

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
		項、第84.87項、第85.03項、第85.22項、第85.29項、第85.38項及び第85.48項を除く。)に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。					第84.85項、第85.03項、第85.22項、第85.29項、第85.38項及び第85.48項を除く。)に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。		
		(b) (省 略)					(b) (省 略)		
		(c) その他の部分品は、第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項又は第85.38項のうち該当する項に属する。この場合において、該当する項がない場合には、 <u>第84.87項</u> 又は第85.48項に属する。					(c) その他の部分品は、第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項又は第85.38項のうち該当する項に属する。この場合において、該当する項がない場合には、 <u>第84.85項</u> 又は第85.48項に属する。		
		3～5 (省 略)					3～5 (省 略)		
第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品				第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品					
注				注					
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。					
(a)～(d) (省 略)				(a)～(d) (省 略)					
<u>(e) 第85.08項の真空式掃除機</u>				<u>(e) 第85.09項の家庭用電気機器及び第85.25項のデジタルカメラ</u>					
<u>(f) 第85.09項の家庭用電気機器及び第85.25項のデジタルカメラ</u>				<u>(f) (省 略)</u>					
<u>(g) (省 略)</u>				<u>(g) (省 略)</u>					
2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。				2 第84.01項から第84.24項までに該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項までの該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。					
(a)～(e) (省 略)				(a)～(e) (省 略)					
第84.22項には、次の物品を含まない。				第84.22項には、次の物品を含まない。					
(a)及び(b) (省 略)				(a)及び(b) (省 略)					
また、第84.24項には、インクジェット方式の印刷機(第84.43項参照)を含まない。				また、第84.24項には、インクジェット方式の印刷機(第84.43項及び第84.71項参照)を含まない。					
3及び4 (省 略)				3及び4 (省 略)					
5(A) 第84.71項において「自動データ処理機械」とは、次の能力を有する物品をいう。				5(A) 第84.71項において「自動データ処理機械」とは、次の物品をいう。					
<u>(i) 処理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。</u>				<u>(a) 次の能力を有するデジタル式機械</u>					
<u>(ii) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。</u>				<u>(1) 処理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。</u>					
<u>(iii) 使用者が特定する算術計算を実行すること。</u>				<u>(2) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。</u>					
<u>(iv) 人の介入なしに、処理用プログラム(処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの)を実行すること。</u>				<u>(3) 使用者が特定する算術計算を実行すること。</u>					
				<u>(4) 人の介入なしに、処理用プログラム(処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの)を実行すること。</u>					
				<u>(b) アナログ式機械(計算式を模擬したモデルを作ることができる機械で少なくともアナログ要素、制御要素及びプログラム要素を有するもの)</u>					
				<u>(c) ハイブリッド式機械(デジタル式機械でアナログ要素を有するもの及びアナログ式機械でデジタル要素を有するもの)</u>					
<u>(B) 自動データ処理機械は、異なるユニットによりシステムを構成するものであるかないかを問わない。</u>				<u>(B) 自動データ処理機械は、異なるユニットによりシステムを構成するものであるかないかを問わない。(E)の規定に従うことを条件として、ユニットは、次の要件を満たす場合には、当該システムの一部とみなす。</u>					
				<u>(a) 自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること。</u>					
				<u>(b) 中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。</u>					

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CCS 用	品名	単位		統計品目 番号	NA CCS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
この表の他の項には属しない。									
84.18		冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用 又は冷凍用の機器（電気式であ るかないかを問わない。）及び ヒートポンプ（第84.15項のエア コンディショナーを除く。）			84.18		冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用 又は冷凍用の機器（電気式であ るかないかを問わない。）及び ヒートポンプ（第84.15項のエア コンディショナーを除く。）		
8418.10		(省 略) (削 除)			8418.10		(省 略)		
		(省 略)			8418.22	000 5	--- 吸収式のもの（電気式のも のに限る。）	NO	KG
8418.50		--- 貯蔵及び展示用のその他の備 付品（チェスト、キャビネッ ト、展示用のカウンター、シ ョーケースその他これらに類 するもので、冷蔵用又は冷凍 用の機器を自蔵するものに限 る。）			8418.50		--- その他のチェスト、キャビネ ット、展示用のカウンター、 ショーケースその他これらに 類する備付品（冷蔵又は冷凍 の機能を有するものに限る。）		
	010 1	--- 容量が 800 リットル以下の もの（冷凍専用のものにあ つては、容量が 400 リット ル以下のものに限る。）	NO	KG	010 1		--- 容量が 800 リットル以下の もの（冷凍専用のものにあ つては、容量が 400 リット ル以下のものに限る。）	NO	KG
	090 4	--- その他のもの --- その他の冷蔵用又は冷凍用の 機器及びヒートポンプ	NO	KG	090 4		--- その他のもの --- その他の冷蔵用又は冷凍用の 機器及びヒートポンプ	NO	KG
8418.61		--- ヒートポンプ（第 84.15 項 のエアコンディショナーを 除く。）			8418.61		--- 圧縮式のもの（凝縮器が熱 交換器であるものに限る。）		
	010 4	--- 重量が100キログラム以 下のもの	NO	KG	010 4		--- 重量が100キログラム以 下のもの	NO	KG
	090 0	--- その他のもの	NO	KG	090 0		--- その他のもの	NO	KG
84.25		プーリータックル、ホイスト(ス キップホイストを除く。)、ウイ ンチ、キャプスタン及びジャッ キ --- プーリータックル及びホイ スト（スキップホイスト及び車 両持上げに使用する種類のホ イストを除く。）			84.25		プーリータックル、ホイスト(ス キップホイストを除く。)、ウイ ンチ、キャプスタン及びジャッ キ --- プーリータックル及びホイ スト（スキップホイスト及び車 両持上げに使用する種類のホ イストを除く。）		
8425.11	000 2	--- 電動機により作動するもの	NO	KG	8425.11	000 2	--- 電動機により作動するもの	NO	KG
8425.19	000 1	--- その他のもの	NO	KG	8425.19	000 1	--- その他のもの	NO	KG
		--- ウインチ及びキャプスタン			8425.20	000 0	--- ウインチ（地下で使用するた めに特に設計したものに限 る。）及び坑口巻上装置	NO	KG
8425.31	000 3	--- 電動機により作動するもの	NO	KG					
8425.39	000 2	--- その他のもの	NO	KG					
		--- ジャッキ及び車両持上げに 使用する種類のホイスト			8425.31	000 3	--- 電動機により作動するもの	NO	KG
8425.41	000 0	--- 据付け式ジャッキ装置（修 理場において使用する種類 のものに限る。）	NO	KG	8425.39	000 2	--- その他のもの	NO	KG
					8425.41	000 0	--- 据付け式ジャッキ装置（修 理場において使用する種類 のものに限る。）	NO	KG
8425.42	000 6	--- その他のジャッキ及びホイ スト（液圧式のものに限 る。）	NO	KG	8425.42	000 6	--- その他のジャッキ及びホイ スト（液圧式のものに限 る。）	NO	KG
8425.49	000 6	--- その他のもの	NO	KG	8425.49	000 6	--- その他のもの	NO	KG
84.28		その他の持上げ用、荷扱い用、 積込み用又は荷卸し用の機械			84.28		その他の持上げ用、荷扱い用、 積込み用又は荷卸し用の機械		

新 (2007年)				旧 (2006年)											
統計品目 番 号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NA CS 用	品 名	単 位							
			I	II				I	II						
84.42		(例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー) (省 略) (削 除) (省 略)			8428.50	000	6	(例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー) (省 略) 一 鉱山用貨車押し機、機関車又は貨車の遷車台、貨車傾転装置その他これらに類する鉄道貨車取扱機器 (省 略)	NO	KG					
		プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器 (第 84.56 項から第 84.65 項までの加工機械を除く。)、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン			84.42			活字鑄造用又は植字用の機器及びブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器 (第 84.56 項から第 84.65 項までの加工機械を除く。)、活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン							
					8442.10	000	4	一 写真植字機	NO	KG					
					8442.20	000	1	一 その他の植字用機器 (活字鑄造用装置を有するか有しないかを問わない。)	NO	KG					
		8442.30			000	5	一 印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器	NO	KG						
		8442.40			000	2	一 第 8442.30 号の機器の部分品								
		8442.50			000	6	一 プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	KG							
		84.43						84.43			印刷機 (第 84.42 項の活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの) 及びインクジェット方式の印刷機 (第 84.71 項の物品を除く。) 並びに印刷用補助機械一オフセット印刷機				
		8443.11			000	1	一 印刷機 (第 84.42 項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの) 一 オフセット印刷機 (巻紙式のものに限る。)	NO	KG	8443.11	000	1	一 巻紙式のもの	NO	KG
										8443.12	000	0	一 一枚葉式で事務所用のもの (シートサイズが縦 22 センチメートル、横 36 センチメートル以下のものに限る。)	NO	KG

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8443.12	000	0	NO	KG	8443.19	000	0	NO	KG
		0					0		
		6					5		
		5					4		
		4					†		
		†					0		
		2					3		
		2					2		
		2					1		
		0					010		
		†					090		
		2					5		
		0							
8443.13	000	6	NO	KG					
8443.14	000	5	NO	KG					
8443.15	000	4	NO	KG					
8443.16	000	†	NO	KG					
8443.17	000	2	NO	KG					
8443.19	000	0	NO	KG					
8443.31									
		010							
		090							
8443.32									
		010							
		090							
8443.39									
		011							
		019							
		090							
8443.91	000	5							
8443.99	000	4							
84.48					84.48				

新 (2007年)				旧 (2006年)							
統計品目番号	NA CCS用	品名	単位		統計品目番号	NA CCS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
84.56		機械の補助機械 (例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャトル交換機) 並びに第84.44項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品 (例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コム、紡糸口金、シャトル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針) (省略) (削除) (省略)			8448.41	000	3	機械の補助機械 (例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャトル交換機) 並びに第84.44項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品 (例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コム、紡糸口金、シャトル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針) (省略)		KG	
		レーザ-その他の光子ビ-ム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビ-ム、イオンビ-ム又はプラズマア-クを使用して材料を取り除くことにより加工する機械						84.56			レーザ-その他の光子ビ-ム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビ-ム、イオンビ-ム又はプラズマア-クを使用して材料を取り除くことにより加工する機械
		(省略)						8456.10			(省略)
		8456.30						8456.30			
8456.90	000	1	NO	NO	8456.91	000	0	NO	NO		
84.69		ーその他のもの	NO	KG	8469.00	000	†	ーその他のもの	NO	KG	
		タイプライター (第 84.43 項のプリンターを除く。) 及びワードプロセッサ						タイプライター (第 84.71 項のプリンターを除く。) 及びワードプロセッサ			
		ー半導体材料上にパターンをドライエッチングする機械						ー自動タイプライター及びワードプロセッサ			
		ーその他のもの						ーワードプロセッサ			
								ー自動タイプライター			
								ーその他のタイプライター (電動式のものに限る。)			
	ーその他のタイプライター (電動式のものを除く。)										
84.70		計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械 (計算機能を有するものに限る。) 並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機 (省略) (削除) (省略)			8470.40	000	2	計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械 (計算機能を有するものに限る。) 並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機 (省略)		KG	
		ー会計機						NO			
84.71					84.71						
		自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械 (他の項に該当するものを除く。)									

新 (2007年)				旧 (2006年)							
統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACCS 用	品名	単位			
			I	II				I	II		
8471.30	000	†	—携帯用の自動データ処理機械 (重量が10キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。) —その他の自動データ処理機械		NO	8471.10	000	2	—アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械		NO
						8471.30	000	†	—携帯用のデジタル式自動データ処理機械(重量が10キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。) —その他のデジタル式自動データ処理機械		NO
8471.41			(省略)			8471.41			(省略)		
8471.49			(省略)			8471.49			(省略)		
8471.50	000	†	—処理装置(第8471.41号及び第8471.49号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又はこの装置を同一のハウジングに収納しているかないかを問わない。)		NO	8471.50	000	†	—デジタル式処理装置(第8471.41号及び第8471.49号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又はこの装置を同一のハウジングに収納しているかないかを問わない。)		NO
8471.60			—入力装置及び出力装置(同一のハウジングに記憶装置を収納しているかないかを問わない。)			8471.60			—入力装置及び出力装置(同一のハウジングに記憶装置を収納しているかないかを問わない。)		
	010	4	—表示装置				010	4	—表示装置		
	020	†	—液晶式のもの		NO		020	†	—液晶式のもの		NO
			—その他のもの(削除)		NO		091	1	—印刷装置		NO
	099	2	—その他のもの(省略)		NO		099	2	—その他のもの(省略)		NO
84.72			その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機)			84.72			その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機)		
8472.10			(省略)			8472.10			(省略)		
			(削除)			8472.20	000	4	—あて名印刷機及びアドレスプレート	NO	KG
8472.30			(省略)			8472.30			(省略)		
8472.90			(省略)			8472.90			(省略)		
			(削除)			84.85			機械類の部分品(接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。)		
						8485.10	000	2	—船舶のプロペラ及びその羽根	NO	KG
						8485.90	000	6	—その他のもの		KG
84.86			半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第84類の注9(C)の機器並びに部分品及び附属品						(新設)		
8486.10	000	†	—半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器	NO	KG						
8486.20	000	†	—半導体デバイス又は集積回路	NO	KG						

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8486.30	000	†	製造用の機器 ーフラットパネルディスプレイ	NO	KG				
8486.40	000	†	製造用の機器 ー第84類の注9(C)の機器	NO	KG				
8486.90	000	4	一部分品及び附属品		KG				
84.87			機械類の部分品 (接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。)				(新設)		
8487.10	000	5	ー船舶のプロペラ及びその羽根	NO	KG				
8487.90	000	2	ーその他のもの		KG				

第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

- この類には、次の物品を含まない。
(a)~(b) (省略)
(c) 第84.86項の機器
(d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用を使用する種類の真空装置 (第90類参照)
(e) (省略)
- (省略)
- 第85.09項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。
(a) 床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機 (重量を問わない。)
(b) (省略)
ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード (フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第84.14項参照)、遠心式衣類脱水機 (第84.21項参照)、皿洗機 (第84.11項参照)、家庭用洗濯機 (第84.50項参照)、ロール機その他のアイロンがけ用機械 (第84.20項及び第84.51項参照)、ミシン (第84.52項参照)、電気ばさみ (第84.67項参照) 並びに電熱機器 (第85.16項参照) を除く。
- 第85.23項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
(a) 「不揮発性半導体記憶装置」 (例えば、「フラッシュメモリーカード」又は「フラッシュ電子記憶カード」) は、接続用ソケットを備え、同一ハウジングの中に、印刷回路基板上に集積回路の形で搭載している一以上のフラッシュメモリー (例えば、「FLASH E² PROM」) を有している。これらは、集積回路の形状をしたコントローラー及び個別の受動素子 (例えば、コンデンサー、抵抗器) を取り付けたものを含む。
(b) 「スマートカード」とは、内部にチップ状の集積回路 (マイクロプロセッサ、ランダムアクセスメモリー (RAM) 又はリードオンリーメモリー (ROM)) を1個以上埋め込んだものをいう。これらのカードは、接触子、磁気ストリップ又はアンテナを取り付けたものを含むものとし、その他の能動又は受動回路素子を有するものを

(財)日本関税協会

第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

- この類には、次の物品を含まない。
(a)~(b) (省略)
(新 規)
(新 規)
(c) (省略)
- (省略)
- 第85.09項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。
(a) 真空式掃除機 (ドライアンドウェット式のものを含む。)、床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機 (重量を問わない。)
(b) (省略)
ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード (フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第84.14項参照)、遠心式衣類脱水機 (第84.21項参照)、皿洗機 (第84.11項参照)、家庭用洗濯機 (第84.50項参照)、ロール機その他のアイロンがけ用機械 (第84.20項及び第84.51項参照)、ミシン (第84.52項参照)、電気ばさみ (第84.67項参照) 並びに電熱機器 (第85.16項参照) を除く。
(新 規)

輸入統計品目表新旧対照表

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
		含まない。							
5		(省 略)			4		(省 略)		
6		第85.36項において、「光ファイバー(束にしたものを含む。)用又は光ファイバーケーブル用の接続子」とは、デジタル回線システムにおいて、光ファイバーの端と端を単に機械的に接合させる接続子をいう。これらは、その他の機能(例えば、信号の増幅、再生又は変調)を有しない。					(新 規)		
7		第85.37項は、テレビジョン受像機その他の電気機器の遠隔操作用のコードレス赤外線装置を含まない(第85.43項参照)。					(新 規)		
8		第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) (省 略) (b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。 (i) モノリシック集積回路(半導体材料又は化合物半導体材料(例えば、ドーブ処理したけい素、ガリウム-砒素、シリコン-ゲルマニウム、インジウム-りん等)の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子(ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、インダクター等)を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路) (ii) ハイブリッド集積回路(単一の絶縁基板(ガラス製のもの、陶磁製のもの等)上に、受動素子(薄膜技術又は厚膜技術によって作られた抵抗器、コンデンサー、インダクター等)と能動素子(半導体技術によって作られたダイオード、トランジスター、モノリシック集積回路等)とを相互接続子又は接続ケーブルによって実用上不可分の状態に組み合わせた回路)。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。 (iii) マルチチップ集積回路(二以上の相互に接続したモノリシック集積回路が、実用上不可分の状態に組み合わされた回路。絶縁基板が一以上であるかないか、また、リードフレームがあるかないかを問わないものとし、その他の能動又は受動回路素子を含まない。) この注8の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。 (削 除)			5		第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (A) (省 略) (B) 「集」回路及び超小形組立」とは、次の物品をいう。 (a) モノリシック集積回路(半導体材料(例)ば、ドーブ処理したけい素)の)本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子(ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、相互接続子等)を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路) (b) ハイブリッド集積回路(単一の絶縁基板(ガラス製のもの、陶磁製のもの)上に、受動素子(薄膜技術又は厚膜技術によって作られた抵抗器、コンデンサー、相互接続子等)と能動素子(半導体技術によって作られたダイオード、トランジスター、モノリシック集積回路等)とを実用上不可分の状態に組み合わせた回路)。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。 (c) 超小形組立(個別の能動部品のみを相互に又は個別の能動部品と受動部品)を組み合わせ、かつ、相互に接続したもので、モールド型モジュール型、マイクロモジュール型その他これらに類する種類のもの) この注5の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。		
		9 (省 略) 号注 1 第8527.12号には、高さ、幅及び奥行の寸法が170ミリメートル、100ミリメートル及び45ミリメートル以下のカセットプレーヤー(増幅器を自蔵するもので、拡声器を組み込まず、かつ、外部電源によらずに作動するものに限る。)のみを含む。 (削 除)			6		第85.23項又は第85.24項のレコード、テープその他の媒体は、これらの物品を使用する機器とともに提示するときには、当該各項に属する。 この注は、当該媒体がこれらの物品を使用する機器以外の物品とともに提示されるときは、適用しない。		
					7		(省 略) 号注 1 第8519.92号及び第8527.12号には、高さ、幅及び奥行の寸法が170ミリメートル、100ミリメートル及び45ミリメートル以下のカセットプレーヤー(増幅器を自蔵するもので、拡声器を組み込まず、かつ、外部電源によらずに作動するものに限る。)のみを含む。 2 第8542.10号において「スマートカード」とは、チップ状の集積回路(マイクロプロセッサ)を1個埋め込んだもの(磁気ストライプを有するか有しないかを問わない。)をいう。		
85.05		電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化していないもの並び			85.05		電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化していないもの並び		

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
85.08		に電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド (省略) (削除) (省略)			8505.30	000	5	に電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド (省略) 一電磁式のリフティングヘッド (省略) (新規)	NO	KG
	8508.11	真空式掃除機 一電動装置を自蔵するもの 一出力が1,500ワット以下のもの(ダストバッグ又はその他の容器(20リットル以下のもの)を有するものに限る。)								
		010 0	一電池内蔵式のもの	NO	KG					
		090 3	一その他もの	NO	KG					
	8508.19	一その他もの								
		010 †	一電池内蔵式のもの	NO	KG					
		090 †	一その他もの	NO	KG					
	8508.60	000 †	一その他もの	NO	KG					
	8508.70	000 1	一部分品		KG					
	85.09		家庭用電気機器(電動装置を自蔵するものに限るものとし、第85.08項の真空式掃除機を除く。) (削除)			85.09			家庭用電気機器(電動装置を自蔵するものに限る。)	
		(削除)			8509.10			一真空式掃除機(ドライアンドウェット式のものを含む。)		
		(削除)			010 6			一電池内蔵式のもの	NO	KG
		(削除)			090 2			一その他もの	NO	KG
8509.40		(削除) (省略)			8509.20	000	0	一床磨き機	NO	KG
8509.80		一その他の機器			8509.30	000	4	一台所用ディスポージャー	NO	KG
	010 6	一床磨き機	NO	KG	8509.40			(省略)		
	020 2	一台所用ディスポージャー	NO	KG	8509.80	000	†	一その他の機器	NO	KG
	090 †	一その他の機器	NO	KG						
8509.90		(省略)			8509.90			(省略)		
85.17		電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。)(第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。)			85.17			有線電話用又は有線電信用の電気機器(コードレス送受信器付きの有線電話機及びアナログ式又はデジタル式の有線通信機器を含む。)及びビデオホン		
		一電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。)			8517.11	000	†	一電話機及びビデオホン		
		一コードレス送受信器付きの有線電話機	NO		8517.19	000	†	一コードレス送受信器付きの有線電話機		NO
		一電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。)			8517.21	000	4	一その他もの		NO
		一ファクシミリ及びテレプリンター			8517.22	000	3	一ファクシミリ		NO
		一ファクシミリ			8517.30	000	2	一テレプリンター		NO
		一電話用又は電信用の交換機			8517.50	000	3	一電話用又は電信用の交換機		NO
8517.11	000	†	NO		8517.80			一その他のアナログ式又はデジタル式の有線通信機器		NO
		一コードレス送受信器付きの有線電話機						一その他の機器		

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
85.23		ディスク、テープ、不揮発性半 導体記憶装置、スマートカード その他の媒体（記録してあるか ないかを問わず、ディスク製造 用の原盤及びマスターを含むも のとし、第 37 類の物品を除 く。）			85.23		録音その他これに類する記録用 の媒体（記録してないものに限 るものとし、第37類の物品を除 く。）			
		－磁気媒体			8523.11	000	2	－磁気テープ		
		－カード（磁気ストライブを 有するもの）	NO	KG				－幅が4ミリメートル以下の もの	NO	KG (I.C.)
8523.21	000	6			8523.12	000	1	－幅が4ミリメートルを超え 6.5ミリメートル以下のも の	NO	KG (I.C.)
8523.29	000	†			8523.13			－幅が6.5ミリメートルを超 えるもの		
8523.40	000	†						－録画用のもの		
8523.51	000	†			021	0		－幅が12.7ミリメートル 以下のもの	NO	KG (I.C.)
8523.52					029	1		－その他のもの	NO	KG (I.C.)
	010	6			090	6		－その他のもの	NO	KG (I.C.)
	090	†						－磁気ディスク		
8523.59	000	†			8523.20			－フレキシブルディスク	NO	KG (I.C.)
8523.80	000	†			010	3		－その他のもの	NO	KG (I.C.)
					090	6		－磁気カード（磁気ストライブ を組み込んだものに限る。）	NO	KG (I.C.)
					8523.30	000	4	－その他のもの	NO	KG (I.C.)
					8523.90	000	0		NO	KG (I.C.)
		(削除)			85.24			レコード、テープその他の記録 用の媒体（録音その他これに類 する記録をしたもの（レコード 製造用の原盤及びマスターを含 む。）に限るものとし、第37類 の物品を除く。）		
					8524.10			－蓄音機用レコード		
					010	4		－回転数が1分間につき40回 以下のもので、直径が20セ ンチメートルを超えるもの		NO
					020	0		－その他のもの		NO
					8524.31	000	†	－レーザー読み出しシステム用の ディスク		NO
					8524.32	000	0	－音声及び画像以外の記録の 再生用のもの		NO
					8524.39	000	0	－音声のみの再生用のもの		NO
					8524.40	000	6	－その他のもの		NO
								－音声及び画像以外の記録の再 生用の磁気テープ		
					8524.51	000	2	－その他の磁気テープ		
								－幅が4ミリメートル以下の もの		NO
					8524.52	000	1	－幅が4ミリメートルを超え 6.5ミリメートル以下のも の		NO
					8524.53			－幅が6.5ミリメートルを超 えるもの		

新 (2007年)				旧 (2006年)										
統計品目番号	NAICS用	品名	単位		統計品目番号	NAICS用	品名	単位						
			I	II				I	II					
85.25		ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器 (受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー			020	6	---録画用のもの			NO				
					090	6	---その他のもの			NO				
					8524.60	000	0			---磁気カード (磁気ストライプを組み込んだものに限る。)	NO			
					8524.91	000	†			---その他のもの	NO			
							†			---音声及び画像以外の記録の再生用のもの				
					8524.99	000	†			---その他のもの	NO			
					8525.50	000	1			---送信機器	NO	KG		
					8525.60	000	†			---送信機器 (受信機器を自蔵するものに限る。)	NO	KG		
					8525.80	000	†			---テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	NO	KG		
										010			6	---航空機用のもの
85.27		ラジオ放送用の受信機器 (同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。) ---ラジオ放送用受信機 (外部電源によらずに作動するものに限る。)			020	2	---セルラー方式を用いた移動電話			NO				
					8525.30	000	†			---その他のもの	NO			
							091			3		---長中短波用のもの		
							092			†		---超短波用のもの		
					8525.40	000	†			099	4	---その他のもの	NO	KG
										†	---テレビジョンカメラ	NO	KG	
					8527.12	000	0			---スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ	NO	KG		
										8527.12			000	0
					8527.13	000	6			---その他の機器 (音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものに限る。)	NO	KG		
					8527.19	000	0			---自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機 (外部電源によらなければ作動しないものに限る。)	NO	KG		
8527.19	000	0	---その他のもの	NO				KG						
8527.21	000	5	---音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの	NO	KG									
8527.29	000	4	---自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機 (無線電話又は無線電信も受信することができるものを含むものとし、外部電源によらなければ作動しないものに限る。)	NO	KG									
			8527.21			000	5	---録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの	NO	KG				

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目番号	NAICS用	品名	単位		統計品目番号	NAICS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8527.92	000	4	NO	KG	8527.29	000	4	NO	KG
		---時計と結合してあるもの (音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものを除く。)							
8527.99	000	4	NO	KG					
		---その他のもの							
					8527.31	000	2	NO	KG
					8527.32	000	1	NO	KG
					8527.39	000	1	NO	KG
					8527.90	000	6	NO	KG
85.28					85.28				
		モニター及びプロジェクター (テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)							
		---陰極線管モニター							
8528.41	000	†	NO						
		---第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの							
8528.49	000	†	NO		8528.12				
		---その他のもの							
		---その他のモニター				011	2	NO	
8528.51	000	†	NO						
		---第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの				012	3	NO	
8528.59	000	†	NO						
		---その他のもの							
		---プロジェクター				013	4	NO	
8528.61	000	†	NO						
		---第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの				020	4	NO	
8528.69	000	†	NO			090	4	NO	
		---その他のもの							
		---テレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)			8528.13	000	4	NO	
		---ビデオモニター							
8528.71	000	2	NO		8528.21	000	†	NO	
		---ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵するよう設計されていないもの			8528.22	000	†	NO	
8528.72									
		---その他のもの(カラーのものに限る。)							
	010	4	NO						
	020	0	NO						
	090	0	NO						
8528.73	000	0	NO		8528.30	000	†	NO	
		---その他のもの(白黒その他のモノクロームのものに限る。)							
85.35					85.35				
		電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラ							

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
85.36		グその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。 (省略)			85.36		グ及び接続箱。使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。 (省略)		
8536.10		電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器 (例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。) 並びに光ファイバー (束にしたものを含む。) 用又は光ファイバーケーブル用の接続子			8536.10		電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器 (例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダー及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。)		
8536.69		(省略)			8536.69		(省略)		
8536.70	000 1	光ファイバー (束にしたものを含む。) 用又は光ファイバーケーブル用の接続子		KG			(新規)		
8536.90		(省略)			8536.90		(省略)		
85.42		集積回路			85.42		集積回路及び超小形組立		
8542.31		集積回路			8542.10	000 0	集積回路を自蔵するカード (スマートカード)		NO
		プロセッサ及びコントローラー (記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかないかを問わない。)			8542.21		モノリシック集積回路		
	010 3	実装してないもの		NO		013 2	デジタル式のもの		
		その他のもの					モス型のもの		
	020 6	ハイブリッド集積回路		NO		014 3	実装してないもの		NO
		その他のもの				012 1	記憶素子		NO
	031 3	MPU (マイクロプロセッサ)		NO			DRAM (ダイナミックランダムアクセスメモリー)		
	032 4	MCU (マイクロコントローラー)		NO		019 1	その他のもの		NO
	033 5	DSP (デジタルシグナルプロセッサ)		NO			その他のもの		
		その他のもの				021 3	記憶素子		
8542.32	039 4	記憶素子		NO			DRAM (ダイナミックランダムアクセスメモリー)		NO
		実装してないもの				022 4	SRAM (スタティックランダムアクセスメモリー)		NO
	011 3	DRAM (ダイナミックランダムアクセスメモリー) (デジタル式のモノリシック集積回路のうち、モス型のもの)		NO			ROM (読み出し専用メモリー)		NO
		その他のもの				023 5	マイクロコンピュータ		
		その他のもの				031 6	MPU (マイクロプロセッサ)		NO
	019 4	RAM (ランダムアクセスメモリー)		NO		032 0	MCU (マイクロコントローラー)		NO
						033 1	MPR (マイクロペリフェラル)		NO

新 (2007年)				旧 (2006年)							
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
8542.33	021	6	-----DRAM (ダイナミックランダムアクセスメモリー) (デジタル式のモノリシック集積回路のうち、モス型のもの)		NO	039	0	-----その他のもの		NO	
						041	2	-----バイポーラ型のもの		NO	
						049	3	-----実装してないもの		NO	
								-----その他のもの		NO	
								-----その他のもの (バイポーラ及びモスの技術を組み合わせて製造したものを含む。)			
	029	0	-----その他のもの		NO	091	3	-----実装してないもの		NO	
			-----ROM (リードオンリーメモリー)			099	4	-----その他のもの		NO	
	031	2	-----フラッシュメモリー		NO			-----その他のもの		NO	
	039	3	-----その他のもの		NO	8542.29		-----その他のもの			
	090	5	-----その他のもの		NO	010	5	-----実装してないもの		NO	
			-----増幅器			090	1	-----その他のもの		NO	
	010	1	-----実装してないもの		NO	8542.60	000	6	-----ハイブリッド集積回路		NO
			-----その他のもの			8542.70	000	3	-----超小形組立		NO
	091	5	-----ハイブリッド集積回路		NO	8542.90	000	4	-----部分品		KG
099	6	-----その他のもの		NO							
8542.39		-----その他のもの									
010	2	-----実装してないもの		NO							
		-----その他のもの									
091	6	-----ハイブリッド集積回路		NO							
099	0	-----その他のもの		NO							
8542.90	000	4	-----部分品		KG						
85.43		電気機器 (固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)			85.43		電気機器 (固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)				
8543.10	000	5	-----粒子加速器		NO	8543.11	000	4	-----半導体材料にイオン注入 (ドーピング) するもの		NO
8543.20		-----信号発生器			8543.19	000	3	-----その他のもの		NO	
010	5	-----周波数が100メガヘルツ未満のもの		NO	8543.20	010	5	-----周波数が100メガヘルツ未満のもの		NO	
090	1	-----その他のもの		NO	090	1	-----その他のもの		NO		
8543.30	000	6	-----電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器		NO	8543.30	000	6	-----電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器		NO
8543.40	000	3	-----電気泳動用の機器			8543.40	000	3	-----エレクトリックフェンスエナジヤイザー		NO
8543.70	000	†	-----その他の機器		NO	8543.81	000	4	-----プロキシミティカード及びプロキシミティタグ		NO
8543.81	000	4	-----プロキシミティカード及びプロキシミティタグ			8543.89	000	†	-----その他のもの		NO
8543.90	000	2	-----部分品		KG	8543.90	000	2	-----部分品		KG
85.44		電気絶縁をした線、ケーブル (同軸ケーブルを含む。) その他の電気導体 (エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。) 及び光ファイバーケーブル (個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)			85.44		電気絶縁をした線、ケーブル (同軸ケーブルを含む。) その他の電気導体 (エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。) 及び光ファイバーケーブル (個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)				

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8544.11)		(省 略)			8544.11)		(省 略)		
8544.30		—その他の電気導体 (使用電圧が1,000ボルト以下のものに 限る。)			8544.30		—その他の電気導体 (使用電圧が80ボルト以下のものに 限る。)		
8544.42		—接続子を取り付けてあるもの			8544.41		—接続子を取り付けてあるもの		
010	2	—通信用のもの		KG	010	3	—通信用のもの		KG
		—その他のもの			090	6	—その他のもの		KG
091	6	—使用電圧が80ボルト以下のもの		KG	8544.49		—その他のもの		
099	0	—その他のもの		KG	010	2	—通信用のもの		KG
8544.49		—その他のもの			090	5	—その他のもの		KG
010	2	—通信用のもの (使用電圧が80ボルト以下のものに 限る。)		KG	8544.51		—接続子を取り付けてあるもの		
		—その他のもの			010	0	—通信用のもの		KG
091	6	—使用電圧が80ボルト以下のもの		KG	090	3	—その他のもの		KG
099	0	—その他のもの		KG	8544.59	000	3	—その他のもの	KG
8544.60		(省 略)			8544.60		(省 略)		
8544.70		(省 略)			8544.70		(省 略)		

第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

注

- 1 この部には、第95.03項又は第95.08項の物品及び第95.06項のボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を含まない。
2～5 (省 略)

第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

注

- 1 この部には、第95.01項、第95.03項又は第95.08項の物品及び第95.06項のボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を含まない。
2～5 (省 略)

86.06		鉄道用又は軌道用の貨車 (自走式のものを除く。)			86.06		鉄道用又は軌道用の貨車 (自走式のものを除く。)		
8606.10		(省 略)			8606.10		(省 略)		
		(削 除)			8606.20	000	2	—断熱車、冷蔵車及び冷凍車 (第8606.10号のものを除く。)	NO KG
8606.30	000	—荷卸機構付きの貨車 (第8606.10号のものを除く。)	NO	KG	8606.30	000	6	—荷卸機構付きの貨車 (第8606.10号又は第8606.20号のものを除く。)	NO KG
		(省 略)							

第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

注

- 1～3 (省 略)
4 第87.12項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、第95.03項に属する。

第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

注

- 1～3 (省 略)
4 第87.12項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、第95.01項に属する。

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目番号	NAJCS用	品名	単位		統計品目番号	NAJCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
87.08		部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。)			87.08		部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。)		
8708.10		(省略)			8708.10		(省略)		
8708.29		ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品			8708.29		ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品		
8708.30	010	1		KG	8708.31	000	4		KG
	090	4		KG	8708.39	000	3		KG
8708.40	000	2		KG	8708.40	000	2		KG
8708.50		駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。)及び非駆動軸並びにこれらの部分品			8708.50	000	6		KG
	010	2		KG					
	090	5		KG					
8708.70		(削除) (省略)			8708.60	000	3		KG
8708.80	000	4		KG	8708.70				
		懸架装置及びその部分品(ショックアブソーバーを含む。)			8708.80	000	4		KG
		その他の部分品及び附属品							
8708.91	000	0		KG	8708.80	000	4		KG
		ラジエーター及びその部分品			8708.91	000	0		NO
8708.92	000	6		KG					
		消音装置(マフラー)及び排気管並びにこれらの部分品			8708.92	000	6		KG
8708.93		(省略)			8708.93				
8708.94	000	4		KG	8708.94	000	4		KG
		ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス並びにこれらの部分品							
8708.95	000	3		KG					
		安全エアバッグ(インフレーターシステムを有するものに限る。)及びその部分品							
8708.99		(省略)			8708.99				
88.01					88.01				
8801.00	000	3	NO	KG					
		気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機			8801.10	000	0		NO
					8801.90	000	4		KG

第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 (a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。))製のものに限る。第40.16項参照)、革製品(第42.05項参照)、コンポジットレザ製品(第42.05項参照)及び紡織用繊維製

第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 (a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。))製のものに限る。第40.16項参照)、革製品(第42.04項参照)、コンポジットレザ製品(第42.04項参照)及び紡織用繊維製

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番 号	NA C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NA C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
品 (第59.11項参照) (b)~(f) (省 略) (g) 第84.13項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅 (第84.23項参照)、持上げ用又は荷扱い用の機械 (第84.25項から第84.28項まで参照)、紙又は板紙の切断機 (第84.41項参照)、第84.66項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの (目盛りを読むための光学的機構を有するもの (例えば、光学式割出台) を含むものとし、それ自身が光学機器の特性を有するもの (例えば、しん出し望遠鏡) を除く。)、計算機 (第84.70項参照)、第84.81項の弁その他の物品並びに第84.86項の機器 (感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。) (h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト (第85.12項参照)、第85.13項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機 (第85.19項参照)、サウンドヘッド (第85.22項参照)、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー (第85.25項参照)、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器 (第85.26項参照)、光ファイバー (束にしたものを含む。) 用又は光ファイバーケーブル用の接続子 (第85.36項参照)、第85.37項の数値制御用の機器、第85.39項のシールドビームランプ並びに第85.44項の光ファイバーケーブル (ij)~(m) (省 略) 2 この類の物品の部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。 (a) 当該部分品及び附属品は、この類、第84類、第85類又は第91類のいずれかの項 (第84.87項、第85.48項及び第90.33項を除く。) に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。 (b)及び(c) (省 略) 3 第16部の注3及び注4の規定は、この類においても適用する。 4~7 (省 略)				品 (第59.11項参照) (b)~(f) (省 略) (g) 第84.13項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅 (第84.23項参照)、持上げ用又は荷扱い用の機械 (第84.25項から第84.28項まで参照)、紙又は板紙の切断機 (第84.41項参照)、第84.66項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの (目盛りを読むための光学的機構を有するもの (例えば、光学式割出台) を含むものとし、それ自身が光学機器の特性を有するもの (例えば、しん出し望遠鏡) を除く。)、計算機 (第84.70項参照) 並びに第84.81項の弁その他の物品 (h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト (第85.12項参照)、第85.13項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機 (第85.19項及び第85.20項参照)、サウンドヘッド (第85.22項参照)、ステレオビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ (第85.25項参照)、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器 (第85.26項参照)、第85.37項の数値制御用の機器、第85.39項のシールドビームランプ並びに第85.44項の光ファイバーケーブル (ij)~(m) (省 略) 2 この類の物品の部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。 (a) 当該部分品及び附属品は、この類、第84類、第85類又は第91類のいずれかの項 (第84.85項、第85.48項及び第90.33項を除く。) に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。 (b)及び(c) (省 略) 3 第16部の注4の規定は、この類においても適用する。 4~7 (省 略)					
90.06		写真機 (映画用撮影機を除く。) 並びに写真用のせん光器具及びせん光電球 (第85.39項の放電管を除く。) (省 略) (削 除) (省 略) (削 除) (省 略) (削 除)			90.06		写真機 (映画用撮影機を除く。) 並びに写真用のせん光器具及びせん光電球 (第85.39項の放電管を除く。) (省 略) 一文書記録に使用する種類の写真機 (マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームに記録するものに限る。) (省 略) せん光電球、フラッシュキューブその他これらに類するもの (省 略) 感光式複写機 (光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。) 及び感熱式複写機 ー 静電式の感光式複写機		
					9006.20	000	3	NO	KG
					9006.62	000	0		NO
					90.09				

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目番号	NA CCS用	品名	単位		統計品目番号	NA CCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
90.10					9009.11	000	3	— 原本の映像を感光面に直接複写する方式 (直接式) のもの	NO	KG
					9009.12	000	2	— 原本の映像を感光面に媒体を介して複写する方式 (間接式) のもの — その他の感光式複写機	NO	KG
					9009.21	000	0	— 光学的機構を有するもの	NO	KG
					9009.22	000	6	— 密着式のもの	NO	KG
					9009.30	000	5	— 感熱式複写機 — 部分品及び附属品	NO	KG
					9009.91	000	0	— オートマチックドキュメントフィーダー		KG
					9009.92	000	6	— ペーパーフィーダー		KG
					9009.93	000	5	— ソーター		KG
					9009.99	000	6	— その他のもの		KG
					9010.10		(省略) (削除)		9010.10	
9010.50 } 9010.90		(省略)			9010.41	000	6	— 直接描画方式のもの	NO	
					9010.42	000	5	— ステップアンドリピート方式のもの	NO	
					9010.49	000	5	— その他のもの	NO	
90.27		物理分析用又は化学分析用の機器 (例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器)、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器 (露出計を含む。) 及びマイクロトーム (省略) (削除) (省略)		90.27		物理分析用又は化学分析用の機器 (例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器)、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器 (露出計を含む。) 及びマイクロトーム (省略)				
90.30		オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電氣的量の測定用又は検査用の機器 (第90.28項の計器を除く。) 及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の		90.30		オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電氣的量の測定用又は検査用の機器 (第90.28項の計器を除く。) 及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の				
					9027.40	000	1	— 露出計 (省略)	NO	KG

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
9030.10		機器 (省 略)			9030.10		機器 (省 略)		
9030.20	000 1	ーオシロスコープ及びオシログ ラフ ー電圧、電流、抵抗又は電力の 測定用又は検査用のその他の 機器	NO	KG	9030.20	000 1	ー陰極線オシロスコープ及び陰 極線オシログラフ ー電圧、電流、抵抗又は電力の 測定用又は検査用のその他の 機器 (記録装置を有しないも のに限る。)	NO	KG
9030.31	000 4	ーマルチメーター (記録装置 を有しないもの)	NO	KG	9030.31	000 4	ーマルチメーター	NO	KG
9030.32	000 3	ーマルチメーター (記録装置 を有するもの)	NO	KG	9030.39		ーその他のもの		
9030.33		ーその他のもの (記録装置を 有しないもの)			010 6		ー電圧計及び電流計	NO	KG
	010 5	ー電圧計及び電流計	NO	KG	090 2		ーその他のもの	NO	KG
	090 1	ーその他のもの	NO	KG					
9030.39	000 3	ーその他のもの (記録装置を 有するもの)	NO	KG					
9030.40		(省 略)			9030.40		(省 略)		
9030.82		ーその他の機器			9030.82		ーその他の機器		
9030.84	000 0	ーその他のもの (記録装置を 有するものに限る。)	NO		9030.83	000 1	ーその他のもの (記録装置を 有するものに限る。)	NO	
		(省 略)					(省 略)		
90.31		測定用又は検査用の機器 (この 類の他の項に該当するものを除 く。) 及び輪郭投影機 (省 略) (削 除) (省 略)			90.31		測定用又は検査用の機器 (この 類の他の項に該当するものを除 く。) 及び輪郭投影機 (省 略)		
9031.49		ーその他のもの			9031.30	000 3	ー輪郭投影機	NO	KG
	010 1	ー輪郭投影機	NO	KG	9031.49	000 5	ーその他のもの		NO
	090 4	ーその他のもの (省 略)	NO	NO			(省 略)		
91.01		腕時計、懐中時計その他の携帯 用時計 (ストップウォッチを含 むものとし、ケースに貴金属又 は貴金属を張つた金属を使用し たものに限る。)			91.01		腕時計、懐中時計その他の携帯 用時計 (ストップウォッチを含 むものとし、ケースに貴金属又 は貴金属を張つた金属を使用し たものに限る。)		
		(省 略) (削 除)			9101.12	000 0	ーオプトエレクトロニクス表 示部のみを有するもの		NO
9101.19		ーその他のもの			9101.19	000 †	ーその他のもの		NO
	010 3	ーオプトエレクトロニクス 表示部のみを有するもの	NO				(省 略)		
	090 †	ーその他のもの (省 略)	NO				(省 略)		
91.06		時刻の記録用又は時間の測定 用、記録用若しくは表示用の機 器 (時計用ムーブメント又は同 期電動機を有するものに限る。 例えば、タイムレジスター及び タイムレコーダー)			91.06		時刻の記録用又は時間の測定 用、記録用若しくは表示用の機 器 (時計用ムーブメント又は同 期電動機を有するものに限る。 例えば、タイムレジスター及び タイムレコーダー)		
		(省 略) (削 除) (省 略)			9106.20	000 3	ーパーキングメーター (省 略)	NO	KG

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		(削除)			92.03				
		(削除)			9203.00	000	4 <small>けん</small> 鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器	NO	KG
		(削除)			92.04				
		(削除)			9204.10	000	6 アコーディオンその他これに類する楽器及びハーモニカ	NO	KG
		(削除)			9204.20	000	3 ーハーモニカ	NO	KG
92.05		その他の吹奏楽器 (例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ)			92.05				
9205.10		(省略)			9205.10				
9205.90		ーその他のもの			9205.90	000	1 ーその他のもの	NO	KG
	010	4 ー <small>けん</small> 鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器	NO	KG					
	020	0 ーアコーディオンその他これに類する楽器	NO	KG					
	030	3 ーハーモニカ	NO	KG					
	090	0 ーその他のもの	NO	KG					
92.09		楽器の部分品 (例えば、オルゴールの機構) 及び附属品 (例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール)、メトロノーム、音さ並びに調子笛 (削除)			92.09				
		(削除)			9209.10	000	3 ーメトロノーム、音さ及び調子笛		KG
		(省略)			9209.20	000	0 ーオルゴールの機構		KG
		(削除)			9209.93	000	4 ー第 92.03 項の楽器の部分品及び附属品		KG
9209.94		(省略)			9209.94				
9209.99		ーその他のもの			9209.99	000	5 ーその他のもの		KG
	010	1 ーメトロノーム、音さ及び調子笛		KG					
	020	4 ーオルゴールの機構		KG					
	030	0 ー第9205.90号の <small>けん</small> 鍵盤のあるパイプオルガン又はフリーメタルリード付きのハーモニウム若しくはこれに類する鍵盤楽器の部分品及び附属品		KG					
	090	4 ーその他のもの		KG					
93.06		爆弾、手りゆう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品 (散弾			93.06				

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAICS用	品名	単位		統計品目番号	NAICS用	品名	単位	
			I	II				I	II
9306.30	100	1	及びカートリッジワッドを含む。)	KG	9306.10	000	5	及びカートリッジワッドを含む。)	KG
			(削除)					一弾薬筒 (びよう打ち工具その他これに類する工具用又はボルト式無痛と殺銃用のものに限る。)	
			(省略)					一その他の弾薬筒及びその部分品	
9306.90	200	3	一狩猟用又はスポーツ用のもの	KG	9306.30	010	2	一狩猟用又はスポーツ用のもの	KG
			の					の	
9306.90	900	3	一その他のもの	KG	9306.90	020	5	一その他のもの	KG
			(省略)					(省略)	

第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具 (他の類に該当するものを除く。) 及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

注
 1～2 (省略)
 3(A) (省略)
 (B) (省略)
 4 (省略)

第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具 (他の類に該当するものを除く。) 及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

注
 1～2 (省略)
 3(a) (省略)
 (b) (省略)
 4 (省略)

94.01			腰掛け (寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。) 及びその部分品		94.01			腰掛け (寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。) 及びその部分品		
9401.10			(省略)		9401.10			(省略)		
9401.40			一とう、オーシア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け		9401.40			一とう、オーシア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け		
9401.51	000	5	一竹製又はとう製のもの	NO	KG	010	2	一とう製のもの	NO	KG
9401.59	000	4	一その他のもの	NO	KG	020	5	一その他のもの	NO	KG
			一その他の腰掛け (木製フレームのものに限る。)					一その他の腰掛け (木製フレームのものに限る。)		
			(省略)					(省略)		
94.03					94.03					
9403.10			(省略)		9403.10			(省略)		
9403.70			一その他の材料 (とう、オーシア、竹その他これらに類する材料を含む。) 製の家具		9403.70			一その他の材料 (とう、オーシア、竹その他これらに類する材料を含む。) 製の家具		
9403.81	000	†	一竹製又はとう製のもの	NO	KG	100	2	一とう製のもの	NO	KG
9403.89			一その他のもの					一その他のもの		

新 (2007年)					旧 (2006年)								
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位					
			I	II				I	II				
	010	1	---	大理石製のもの	NO	KG		210	0	---	大理石製のもの	NO	KG
	090	↑	---	その他のもの	NO	KG		290	3	---	その他のもの	NO	KG
第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ろうそく (第34.06項参照) (b)~(u) (省 略) (v) <u>食卓用品、台所用品、化粧用品、じゅうたんその他の</u> <u>紡織用繊維の床用敷物、衣類、ベッドリネン、テーブル</u> <u>リネン、トイレトリネン、キッチンリネンその他これ</u> <u>らに類する実用的機能を有する物品 (構成する材料によ</u> <u>りそれぞれ該当する項に属する。)</u> 2及び3 (省 略) 4 この類の注1のものを除くほか、 <u>第95.03項には、この項</u> <u>の物品と一以上の物品 (輸入統計品目表の解釈に関する通</u> <u>則3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他</u> <u>の項に属するものに限る。)</u> とを組み合わせたものを含む <u>(小売用にしたものと及びがん具の重要な特性を有する組合</u> <u>せにしたものに限る。)</u> 。 5 (省 略)					第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) <u>クリスマスツリー用ろうそく (第34.06項参照)</u> (b)~(u) (省 略) (新 規) 2及び3 (省 略) (新 規) 4 (省 略)								
	95.03	9503.00		(削 除)				95.01					
				(削 除)				9501.00	000	3	車輪付きがん具 (幼児が乗るために設計したものに限る。例えば、三輪車、スクーター及び足踏み式自動車) 及び人形用乳母車		KG
				(削 除)				95.02			人形 (人間を模したものに限る。)		
				(削 除)				9502.10	000	5	一人形 (服を着せてあるかないかを問わない。)	NO	KG
				(削 除)				9502.91	000	1	一部分品及び附属品		KG
				(削 除)				9502.99	000	0	一衣類、衣類附属品、履物及び帽子		KG
				(削 除)				9502.99	000	0	一その他のもの		KG
				(削 除)				95.03			その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型 (作動するかしないかを問わない。) 及びパズル		
				(削 除)				9503.10			一電気式鉄道車両 (線路、信号機その他の附属品を含む。)		
				(削 除)				9503.10	010	6	一卑金属製又はプラスチック製のもの		KG
				(削 除)				9503.10	020	2	一その他のもの		KG
				(削 除)				9503.20			一縮尺模型の組立てキット (作動するかしないかを問わないものとし、第9503.10号のものを除く。)		
				(削 除)				9503.20	010	3	一卑金属製又はプラスチック製のもの		KG
				(削 除)							三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型 (作動するかしないかを問わない。) 及びパズル		
				(削 除)							一車輪付きがん具及び人形用乳母車	KG	
				(削 除)							一人形 (人間を模したものに限る。)		
				(削 除)							一人形 (服を着せてあるかないかを問わない。)	NO	KG
				(削 除)							一部分品及び附属品		

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
221	3	---衣類、衣類附属品、履物及び帽子		KG	9503.30	020	6	---その他のもの		KG
229	4	---その他のもの		KG			010	0	---その他の組立てセット及び組立てがん具	
		---がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）					020	3	---その他のもの	KG
		---詰物をしたもの								
311	2	---繊維用繊維の織物製又はプラスチック製のもの	NO	KG	9503.41	010	3	---繊維用繊維の織物製又はプラスチック製のもの	NO	KG
319	3	---その他のもの	NO	KG			020	6	---その他のもの	NO
		---繊維用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの			9503.49					
321	5	----繊維用繊維の織物製のもの	NO	KG						
322	6	----卑金属製のもの	NO	KG						
323	0	----プラスチック製のもの	NO	KG		011	3	----繊維用繊維の織物製のもの	NO	KG
390	4	---その他のもの	NO	KG		012	4	----卑金属製のもの	NO	KG
		---パズル				019	4	----プラスチック製のもの	NO	KG
410	3	---卑金属製又はプラスチック製のもの	NO	KG		020	5	---その他のもの	NO	KG
490	6	---その他のもの	NO	KG	9503.50			---楽器類（がん具に限る。）		
		---電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）、縮尺模型の組立てキット並びにその他の組立てセット及び組立てがん具				010	1	---繊維用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの		KG
510	5	---卑金属製又はプラスチック製のもの		KG	9503.60			---その他のもの		KG
590	1	---その他のもの		KG		010	5	---卑金属製又はプラスチック製のもの	NO	KG
		---楽器類（がん具に限る。）及びその他のがん具（セットにしたものに限る。）			9503.70			---その他のもの	NO	KG
610	0	---繊維用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	NO	KG		010	2	---繊維用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	NO	KG
690	3	---その他のもの	NO	KG	9503.80			---その他のもの	NO	KG
		---繊維用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの						---その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）		
911	0	---繊維用繊維の織物製のもの	NO	KG		011	0	---繊維用繊維の織物製のもの	NO	KG
912	1	----卑金属製のもの	NO	KG		012	1	----卑金属製のもの	NO	KG
913	2	----プラスチック製のもの	NO	KG		015	4	----プラスチック製のもの	NO	KG
990	2	---その他のもの	NO	KG		020	2	---その他のもの	NO	KG
					9503.90			---その他のもの		
								---繊維用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの		
						011	4	----繊維用繊維の織物製のもの	NO	KG
						012	5	----卑金属製のもの	NO	KG
						019	5	----プラスチック製のもの	NO	KG
						020	6	---その他のもの	NO	KG
95.04		遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテー			95.04			遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテー		

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番 号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
9504.30	000	2	NO	KG	9504.30	000	2	NO	KG
96.14					96.14				
9614.00									
	100	3	NO	KG	9614.20	000	2	NO	KG
	900	5		KG	9614.90	000	2		KG
第97類 美術品、収集品及びこつとう					第97類 美術品、収集品及びこつとう				
注					注				
1～3 (省 略)					1～3 (省 略)				
4(A) (省 略)					4(a) (省 略)				
(B) (省 略)					(b) (省 略)				
5 (省 略)					5 (省 略)				